

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その6）

招集年月日時刻及び場所

平成17年8月12日（金） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県土木部技術専門幹 田中 利喜夫氏

元政策秘書室職員 近藤 眞氏

元県土木部長 小市 正英氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

開会時刻 午前10時47分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく記録の提出要求の決定及び証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から提出を希望する記録の一覧表の提出がありましたので、会派等から順次発言願います。付託調査事件との関連性と、提出先等を補足して説明願います。

小池委員 それではお願いをいたします。私どもは、1番として「おはなしぱけっと号」に関して、教育委員会内または他部局と協議した記録文書、メモ。2番目に、教育委員会内で作成した経過がわかるメモ、文書。3番目に、委託業者から教育委員会へ提出された書類のすべて。

それから2番目に平成15年度の知事及び経営戦略局の大月氏並びに宮津氏の旅行命令票と復命書をお願いいたします。これらは、今回の百条委員会の3番目にございませう。後援会幹部とのかかわりに関してでございます。

柳田委員 私どもの方としては1点でございます。平成13年の暮れに田中利喜夫氏が知事後援会幹部から受けたとされる文書をお願いさせていただきたいというふうに思います。これは証言の中で、田中利喜夫氏が文書で働き掛けを受けたというふうにおっしゃっていますので、その文書をお願いいたします。

すみません、12年及び13年というふうにしておいていただきたいと思います。

木下委員 記録をお願いしたいんですが、1から7までは住基ネットに関する問題でございまして、1が脆弱性実験の実施伺、これは提出を求めるところは多分総務部の市町村課だと思っております。6番までは、2番は随意契約伺あるいは業者選定伺の写し。それから3番が契約締結伺の写し。4番がそのほかの実施にかかわる関係文書。それから5番が検了書及び成果説明書。そういう成果について検査をし、そしてその成果について説明をした書類ということですが。それから6番は委託料等の算出計算書。それから7番はこの住基ネットの脆弱性

の実験について、最初は本体実験をやるというふうに言っていたのが、あとでは市町村L a nの脆弱性実験に転換したわけですが、どうしてそのように転換したかということの説明書。これは既存のものがなければそれを説明した文書をつくっていただいで提出をお願いしたいと。それから8番は検討委員会や審議会の委員、または職員等との飲食に関する開催日時、場所、出席者、経費及び負担内容のわかるすべての文書ということで、今までにも大部分は出ていると思いますけれども、そういうことがあったものについてすべてを出していただきたいと、落ちのないように出していただきたいという意味でございます。それから9番についても同じように、ホテル使用、これは公用についてですが、使用日、場所、それから出席者、経費及び負担内容のわかるすべての文書を漏れのないように出していただきたいということで、また記載したものでございます。

清水委員 1番に稲荷山養護学校改築事業の建設に関するもの。内容といたしましては、プロポーザル審議過程及び審議委員に関する一切の資料。2番目が県産材使用を決定する過程の会議録及びメモ。3番目が入札に関する一切の資料。4番目が教育委員会内での県産材使用決定の過程を示す会議録及び一切の文書。

大きな2番目としまして、県職員が知事後援会の費用で受けた飲食の一切を記録した帳票。これは民間ですので帳票という書き方をしました。括弧して、領収書、支払いカード明細、予約表など。

1番につきましては、本委員会に付託されております3番目の条項、県の事務等に対する知事後援会の関与に関してのものであります。2番も同様であります。以上です。

石坂委員 1点だけお願いします。調査事項の(1)にかかわって、知事後援会元幹部の働き掛けに関する事項ですけど、長野県発注の建設工事及び委託業務における「一抜け方式」の実施状況について。これは導入されてから今日までの経過と中身のわかるものをお願いしたいと思います。

竹内委員 まず県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項としまして、1番目は知事後援会に対してでございますけれども。問題となっている平成15年度と16年度の知事後援会の経理の記録を求めましたが、前回ですね、支払われた項目、金額、年月日、相手側、支払い先住所のみで、実際に経費を要した年月日、会議等の支払いを要した目的、参加者等が記載されていないため、そのことがわかる記録を求めたいと思います。5万円以下のものについても対象とさせていただきます。その理由は、公職選挙法第199条の5の規定する「当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関し寄附する場合は、この限りでない」ということが、内容がわからないことから判断できないため。また2005年6月15日付、総務委員会に田中知事から出された「長野県の見解」で、「知事後援会が会

食費及びホテル代を負担したことは、知事の政治活動を支援している後援会が、その設立目的にかなうとして支出したものと認識している」としているためでございます。そのことが確認できる具体的な内容が、出していただきたいという趣旨でございます。それから(2)といたしまして、2005年6月15日付で総務委員会に田中知事から出された「長野県の見解」の記録を提出したいと思います。これは知事部局でございます。

それから2として、各種審議会委員等との懇親会の費用負担等に関しまして、(1)2004年9月29日に経営戦略局で作成された、知事と各種審議会委員との会食を伴う会合、平成12年10月以降の資料記録。これは知事部局でございます。(2)として、外郭団体見直し検討委員会の専門委員や、「長野県」調査委員会を行い、後に辞職した醍醐委員から県に寄せられた意見のすべて。これも知事部局でございます。(3)として、2002年以降、各種審議会委員や検討委員等に行った会食で、知事後援会が支払った記録。これは5万円以下のものも含めたものでございます。これは知事後援会でございます。

それから3として、各種審議会委員や特別非常勤職員の報酬及び旅費の規程について。(1)田中知事就任以降の各種審議会委員や特別非常勤職員の報酬及び旅費の規程についての記録のすべて。(2)また、知事就任以降、今日までの支払い対象者と支払い基準の記録ということで、2つとも知事部局でございます。

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項としまして、1、平成16年2月の下水道公社選定委員会の議案及び議事録。2といたしまして、平成16年3月8日に16年度の入札を中止した経緯を示す文書のすべて。3として、同じく土木部長や下水道課に、知事及び経営戦略局から示された中止要請を行った文書やメモ等でございます。4として、平成16年3月に、この下水道事業について会計局に寄せられ対応した記録。これは県民から寄せられたという意味です。5として、下水道公社において、JV等が受注した場合に下請を指名する場合の基準。6として、知事後援会幹部の関係する法人の平成11年度から現在までの県内及び県外の受注記録を示す書類。これは県側にもしその記録があれば、あるいは公社にその記録があればお示しをいただきたいという趣旨でございます。以上の下水道にかかわる今申し上げたことは、すべて知事部局ということになります。

最後に下水道関係の働き掛けに関する文書にかかわる公文書公開請求に関する事項ですけれども、1として、2004年2月27日の「長野県」調査委員会の席上、知事が示したマスコミ各社の情報公開請求に関するデータをまとめた記録。これは知事部局でございます。よろしくをお願いします。

下村委員 知事後援会でございますけれども、一連のホテル等使用料、会食費も含めて、支払い明細の分かる出納簿。またクレジットカード等の明細書一式でございます。これは県の

事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項のもとでございます。お願いいたします。

小林委員長 ただいま各会派から要求がありました記録について、知事等に対し、8月19日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんが。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、議長に対し記録提出の申し出を行いますので、午後1時まで休憩いたします。

休憩時刻 午前11時

再開時刻 午後1時

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。これより、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について証人から証言を求めます。本日、出頭を求めました証人は、元県土木部下水道課技術専門幹田中利喜夫さん、元県政策秘書室勤務近藤眞さん、元県土木部長小市正英さん、以上3名であります。

お諮りいたします。証人田中利喜夫さん、近藤眞さん、小市正英さんから、証言を行うに当たりメモ等を持参したいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、証人田中利喜夫さん、証人近藤眞さん、小市正英さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影は行わないようお願いいたします、あるいは背後からお願いいたします旨の申し出がありますが、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただきますようお願いいたします。

これより、証人の入室を求めます。

[各証人入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いする次第でございます。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上

げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることとなっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず、田中利喜夫証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 田中利喜夫証人、宣誓書を朗読 ]

次に、近藤眞証人、宣誓書の朗読をお願いします。

[ 近藤眞証人、宣誓書を朗読 ]

次に、小市正英証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 小市正英証人、宣誓書を朗読 ]

御着席願います。

それでは田中利喜夫証人以外の証人におかれましては、こちらからお呼びするまでいったん御退室いただき、控え室においてお待ちいただくようお願い申し上げます。

[ 近藤眞証人、小市正英証人 退室 ]

初めに田中利喜夫証人から証言を求めます。これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままです。結構ですが、お答えの折は起立して発言をお願いいたします。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する重要な問題について証人より証言を求めますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう要望をいたします。

これより田中利喜夫証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず田中利喜夫証人にお尋ねをいたします。あなたは田中利喜夫さんですか。

田中証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田中証人 千曲建設事務所所長でございます。

小林委員長 それでは私から尋問させていただきます。証人は、去る8月10日の本委員会において、知事後援会幹部による働き掛けが2001年にあったことを証言されましたが、再度お尋ねをいたします。最初に働き掛けのあったのは、2001年の12月で間違いありませんか。

田中証人 先般、そういうことでお話申し上げました。若干、この百条委員会に呼ばれるのが8月9日の6時ごろ言われまして、8月10日の朝には来ておりましたので、私としても質問の整理とかできておりませんでした。また、何を質問されるかがわかりませんでしたので、そういう中で、平成12年の扱いについては未確認でありましたので、発言はできませんでした。そういう中で、うちへ帰りまして確認いたしましたら、平成12年11月8日に同様の働き掛けがあったというメモを発見いたしましたので、今回そのことを証言したいということで出席させていただきました。

小林委員長 それでは私からの尋問は以上であります。次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

服部委員 田中証人、先日も御苦労様でございました。きょうもまたありがとうございます。今、メモが自宅へ帰られたらあったということで、貴重な発言をしていただきまして、12年11月8日に知事の後援会幹部とお会いしたということで、働き掛けがあったということをお証言いただきました。そのメモにつきまして、内容について、私どももまた参考にさせていただきたいと思っておりますので、もしお許しがいただければこの委員会の方へそのメモを御提出い

ただければ幸いですと思いますが、いかがでしょうか。そういうことでお願いします。

小林委員長 田中証人、ただいまの発言に対してお答えできますか。

田中証人 メモというか、業務日誌がございまして、業務日誌の中に11月8日、ちょっと私もはっきりしなかったもので、まず資料を探すのに手間がかかりましたので。それでいろいろ見ていく中で、11月8日の欄に午後、知事への提言というメモがありました。それで私は会ったかどうかというのは、これ見ないとはいっきりできなかったもので、このメモは出すことはやぶさかでないというか、出すことはできます。

小林委員長 わかりました。ただいま田中証人からその部分に限ってということだと思いますが、メモを御提出いただけるということでございまして、お諮りをいたします。委員会としてメモをお願いすることに対して、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定をいたしました。

それではただいまのメモの件につきまして、そのままお待ちください。

[ 書記 資料配布 ]

田中証人に申し上げます。ただいまのメモをいただきまして、ありがとうございました。このメモにつきまして、特に田中証人として御発言がございましてか。

田中証人 私も、先ほど申しましたように、平成12年についてははっきり記憶が定かではなかったわけでございます。そういった意味で、ずっとめくっていきまして、この中で知事への提言というのを見つけまして、そういった中で、知事への提言となるとそういった簡単なレベルではないと思っております。そういった中で、これが知事後援会幹部と思われる方の働き掛けの日だと断定させてもらったところでございます。以上でございます。

服部委員 どうもありがとうございました。資料の御提供をいただきました。そうしますとこの11月8日、知事への提言とこうございますが、午後ですよ、PM。後援会幹部からのお会いしての提言ということですが、御記憶の中で、この提言の内容ですね。もしおわかりになる範囲で結構ですが、証人からわかりましたらお話いただければありがたいと思いますが。

田中証人 日付がある程度限定ができましたので、記憶が若干返ってきたわけですが。当日、あとで行われました働き掛けと同じで、井上課長と私が政策秘書室へ呼ばれまして、知事後援会幹部と思われる方とお話を伺いました。それで、このときも知事後援会幹部ということは、名前は言わないよとおっしゃってございました。それで、提言の趣旨は、県内企業の下水道公社への参画ということでございました。ただ、私ども従来から、県内業者さんが参画するにはやっぱり資格者の数というのがございましたので、ちょっと無理ではないかというようなお話をしたかと思っております。そういうことで提言を受けて、記憶の中では特に



対応は無理ということではなかったと思いますが、お受けしただけということだというふうに、今のところではそう思っております。

小林委員長 委員各位に申し上げます。ただいまのメモの上段、1、2、3とありますが、その2の中の部分、個人情報と思われるので、個人の責任において、マスキングをしていただきますように御注意をお願いいたします。

田中証人、よろしゅうございますか。以上で本日の田中利喜夫証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、再度お越しをいただきましてまことにありがとうございました。御退出して結構でございます。ありがとうございました。

[ 田中利喜夫証人 退室 ]

それでは、近藤眞証人の入室を求めます。

[ 近藤眞証人 入室、着席 ]

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は御起立の上、発言をお願いいたします。

これより近藤眞証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言願うことにいたします。

まず近藤眞証人にお尋ねをいたします。あなたは近藤眞さんですか。

近藤証人 はい、近藤眞でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

近藤証人 農政課主任企画員、経理ユニットリーダーでございます。

小林委員長 次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

服部委員 尋問させていただきます。近藤証人、御苦労様でございます。御存知のように14年あるいはまた15年、田中知事の後援会幹部による下水道関係につきまして、働き掛けがあったという一連の調査をさせていただいているわけでございます。そんなことで、その当時、近藤さんはまず、当時政策秘書室にいらっしゃったということですが、13年、14年のころはどんな政策秘書室の内容のお仕事をされておったか。知事の秘書室ですから、具体的にお話いただければありがたいと思いますが。

近藤証人 今、13年という話がありましたけど、私の異動したのは平成14年11月17日でございます。それで異動しまして、長野モデルグループということで、大月企画員以下4名で対応いたしました。決まっていた業務は、グループ内では下水道のあり方検討委員会、それから多選自粛条例、グリーンホイッスルの3つでございました。それ以外のものにつきまして

は、遊軍という位置づけでございましたので、その時々課題に対応するというところでございました。

服部委員 そうしますと、下水道関係につきましても知事との取りまとめと言いますか、そういうことについてもかかわっていただいたということだと思います。それで今いろいろ働き掛けというような話の中で、元後援会幹部ですね。お名前もわかっていると思いますが、その人とはいつお会いになったことがございますでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

近藤証人 知事後援会幹部にお会いしたのは、平成14年11月28日、松本合同庁舎でございます。

服部委員 紹介をされたような関係でお会いしたのか、そのお会いしたときのことをお話いただければありがたいと思います。例えば知事から、秘書ですから当然ですが、知事から御紹介されたとか、そういう関係の、その紹介されたとき、会ったときですね。

近藤証人 松本合同庁舎に下水道についてのいろいろな問題点等について、フリーに意見交換しようというようなことで、当時大月企画員の方から松本合同庁舎に行ってくれという話がありまして。行きましたところ、知事後援会幹部はもう既に来ておりました。知事後援会幹部の方からやあやあということで名刺をいただきまして、初めてそこでお会いしたということでございます。知事からの指示等は一切ございません。

服部委員 もちろん下水道の維持管理のお仕事をしていたと、知事後援会幹部がですね。あるいはまた後援会の幹部の役職を務めていたと。そういうことももちろん御存知であったでしょうか。

近藤証人 下水道関係の仕事をして、それから知事後援会の幹部であるということについては、その前ですか、前あたりにそういう方がいるという話は政策秘書室へ来たときに聞いていましたので、会ったときにこの方なんだなという認識をいたしました。

服部委員 それで今お話いただきました、14年11月28日、松本合庁で知事後援会幹部と会ったと。このときの会議の記録がここにあるわけですが。ここに確かに大月企画員、そしてまた近藤さんもお出になっていらっしゃる。田中知事がお出になって、それで招集のメンバーに知事後援会幹部の関係する法人、水処理メーカー、下水道管理業者もということで、知事後援会幹部ということで、田中知事の後援会地区事務所の責任者？、私設秘書的役割、今回の会談の仕掛け人とかこう書いてあります。そして別法人のことも出ておりますが。

これで、この会議はさっきちょっとお話をいただきましたけど、どういう会議の内容だったのか、急だったからわからないかもしれない、あとでわかったかもしれない。フリートークンとおっしゃっていましたが、どういう下水道について、知事が要求したという

ことだと思いますけれども。どうしてこの知事後援会幹部がここへ加わっておるのか、そんなことがそのときにはわからなくてもあとでわかったことでもいいですが、お話しいただきたい。

それからその中身ですね。そのフリートークした、そのディスカッションしたことが、その記録を見ますと、必ずその議論したことをまとめておく必要があるとこう出ております。ですからそれをきちんとまとめた内容がわかっていたらお尋ねしたいと思っております。これについては記録文書として今要求をしておりますけれどもね。要求しておりますが、それらについて、リラックスしていただいて結構ですからお話しいただきたいと思います。

近藤証人 今、委員お持ちのペーパーは、私は見たことがないんですが。それで、会議の中身でございますけれども、知事後援会幹部が座長というような形で、これから皆さんお集まりいただいたので忌憚のない話をしていただきたいというような話をする中で、自己紹介とフリーな話が進んでいったと思います。私は事務職でございますので、話している中身はほとんどわかりませんでした。ただ、いろいろな話に及んでいたのと、それから全国の話に及んでいたのと、それからまた個人の自慢話みたいな話までありまして、率直な話、相当遅くまでやったと思うんですけれども、早く終わりにしていただければ私はありがたいというのが率直なお話でした。

記録をとるようにとそこにメモがあるようなんですけれども、記録をとるも何も、言っていることの中身がわかりませんので、記録はとろうと思ったんですがとれなかったです。その当時、今でも記憶がありますけれども、下水道事業団のことを下団（げだん）とおっしゃるんですよ。下団、下団と言っているんで、上段は何かというように最初は本当に思ったくらいなものです。それで、そういうような話の中で、具体的にどうこうという話はありませんでした。

また知事でございますけれども、何かの仕事の関係で遅れて見えたと思います。それでひどくお疲れのようで、自分でよろしく願います、県政改革のために御協力をお願いしますというような話を2、3分されたあとは、机に座って皆さんの意見を聞いていたり、うつらうつらとしていたりという状況でございました。

服部委員 ありがとうございます。リラックスしてお答えいただきありがたいと思います。それから上田千秋さん、顧問と書いてありますね。この人もいらっやっと思ったと思うんですね。この人がどういう役割を持ってお話に参加していただいたのか、わかっている範囲で結構です。それから、この人のことに、今後この会議の延長として技術的な作業が生じた場合、県の非常勤行政嘱託職員として勤務することとこういうふうにもきちんと書いてあります。この人がまた今も検討委員会ですか、の関係でもお入りになっていると思いますが、こ

の人がこう書いてありますが、この人はこの会議でどういう役割を持っていたのか、上田千秋さんですね。この人がここにもこういうメモがございますけれども、このメモに沿って今後、今もどういう御活躍をしているのか、県の行政と下水道の公社との関係とかいろいろあると思いますけれども。そういうことで、近藤さんのわかっている範囲で結構ですが、お話いただければありがたいと思います。

近藤証人 異動する前に下水道のあり方検討委員会の事務を持つということの中で引き継ぎを受ける中に、11月28日ですか、そのときにお会いしたメンバーがあらかじめその委員なり、委員候補ということで載っておりました。上田千秋さんにつきましては、下水道のあり方検討委員会は、下水道事業を管轄しているのは、広域下水道ということで下水道課とそれから農村整備課、それから廃棄物対策課でしたか、3つに分かれているという中で、どこが事務局を持つかというような中で、3つあるし、従来の諮問して回答する型ではなくて、すべてのことにわたって問題点を洗いざらい出していくという委員会にしたいというような流れの中で、私は異動してまいりましたけれども、そういう中で、事務担当者でございますので、事務的なことはわからないので、いわゆる会議の招集とか、会場の手配とかそういうものについては私の方でやりますけれども、実際に進んでいったときに、だれかがその核になってすべての情報を、情報と言いますか進捗ぐあいを管理する人がいるのではないのかなということで、当初からお名前は挙がっておりました。経過等については、ほかの方も含めましてすべて存じていません。

服部委員 時間も私も、質問時間が決まっておりますので、あとは今まで、矢澤当時の下水道課長、田中専門幹、あるいはまた早川補佐からも御証言をいただきましたが、それに基づいて時系列的に淡々と聞いてまいりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

14年5月15日の文書「下水道公社の問題点と改革点の方向」、それから14年11月25日の「下水道公社改革案」という文書がございます。この文書は見たことがあるかどうか。あるいはまた知事から指示があった「下水道公社改革の方向」という文書がございます。この3点について、近藤証人は見たことがあるかどうか、これについてどういう認識を持っていらっしゃるかお聞きしたいと思いますので、委員長にお願いしたいと思います。これを本人に見てもらいたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

小林委員長 お諮りいたします。ただいま服部委員の、近藤証人に提示をしたい文書があるということでございますが、提示してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではお渡してください。

(証人 文書閲覧)

近藤証人 、 についてはございません。 については、 1月以降ですか調整していく段になっていくものの文書かなというふうに認識しておりますけれども。

服部委員 あとからまたお話をお聞きいただきたいと思います。この14年のそこにあります12月25日の知事からの文書、これは土木部長あるいはまた下水道公社専務理事の方へ、この下水道改革のということで知事から示されたものですよね。「下水道改革の方向」と。これは前から近藤さんは知事から言われまして、下水道改革について、この文書は近藤さんがおつくりになったのでしょうか。あるいはまたどなたかと相談なさっておつくりになったのでしょうか。これは知事から示されているんですけれども、政策秘書室できっとおそらくおつくりになったんじゃないかと思うんですね。

近藤証人 15年の1月の中ごろに大月君の方から下水道課の方と調整するようにと私は言われたわけでございますので、当然12月のこの文書については存じていません。

服部委員 わかりました。その前の段階ですから、当然かもしれません。15年1月21日の件ですが、これは公社で作成した文書を知事の方へ今度は渡すという段階になってくるわけですね、改革案を。知事から示されたものを公社がつくって、土木部長と一緒に知事の方へ渡さなければいけないということでございます。ここで近藤さんも関係してくると思うんですが。実際にこの大月さんに渡すようにとこういうことで、近藤さんからも指示があったようですが、実際は近藤さんが受け取ったというふうに聞いておりますけれども。この近藤さんが受け取ったときは、この7人の公社の削減だと、7人ね。公社の案ではですよ。土木部の下水道課と相談の案では7人減。あるいは特定JVはだめだと。経常JVはいいけれども、だめだと。それで県外としてもし発注するなら30%県内の下請をしなさいとか、こんなことが決めてあったと思います。これらについて、田中技術専門幹あるいはまた早川補佐とも、説明を聞いて、近藤さんは。そしてそれは説明を聞いて知事にきちんと伝えなければいけないということで、そういうことは事実ですか。

近藤証人 日時については、私は記録等が一切残っておりませんのでわかりませんが、1月の中ごろに大月君の方から下水道課の関係があるので調整をしてくれという話があった、それで今おっしゃられた日に説明を受けたのではないのかというふうに思っています。

服部委員 わかりました。また日にちは御存知ないかもしれませんが、15年1月21日ですけれども、「近藤メモ」というのをおつくりいただいて、これを土木部長の方へ指示をしたというふうに聞いております。証言もいただいております。それがどういうものであったか、どういう事実であったか。聞くところによると、事務職1名を、7人のほかにもっと、削減した方がいいんじゃないかというメモであったとかも言われておりますけれども。その「近藤メモ」と言われるものを聞いておりますが、この中身ですね。そしてそれは近藤さん

御自分でそのメモの中身をつくったのか、あるいはまた知事、あるいはまた知事後援会幹部かもしれませんけれども、わかりませんが、だれかと相談してつくったのか。それらについてもお聞きしたいと思います。

近藤証人 最初に下水道課の方から示されたものについて、ですから中身を確認して、要は出てきたものより本当はできるんじゃないのかとか、そういうことについてはチェックするようにというのが私どもの仕事というふうに行ったときから認識しておりましたので。2つの課を合わせて1名見出したのではないかというふうに、その7から8の分は思っておりますけれども。そんなような感じで、もう少しできるのではないのかということで、下水道課のお話、資料とか説明を聞く中で、もう少しできるんじゃないのと。いわゆる査定ではありませんけれども、現課が出してきたものよりももう少しできませんかということで、だんだんとバージョンアップと言いますか、厳しい内容にはしていったという記憶はあります。ただその中身については、もうすべて置いてきたものですので、今は私、具体的にどういうものが残っているかというのはわかりませんので、その細かいことはちょっと。

服部委員 わかりました。わからないかも、思い出せないかもしれませんが、こっちで勝手にお聞きしたいと思いますけど。そのほかに私ども聞いているのでは、広域一括管理と技術支援についても入札条件に入れた方がいいのではないかとか、近藤証人から言われたというような話も聞いております。それから特に矢澤課長あるいはまた早川補佐の方へ電話で、もっと入札のランクを下げて、入札条件を変えて、入札の機会をもっとふやした方がいいんじゃないかということも電話で近藤さんから指示があったというような話も聞いているんですが。この辺についてはどうですか。

近藤証人 大まかなことでしか記憶に残っていませんけれども、まず技術支援につきましてですけれども、最初このお金って何ですかという話を受けたときに、技術支援そのままですよという回答を下水道課の方からいただきました。この金というのはどうやって積算するんですかということで一覧表等を見せていただいたんですけども、よくわからない、何となく決めたような感じの部分があったりとかしまして。技術は支援するけれども、責任については公社がとるわけではないというようなお話もありました。そういうような中で、技術支援料が不明確というものであれば、市町村の負担を軽減したりとかする面では、ないにこしたことはないものでございますから、技術支援料は下げるべきだと。

それから、当時と言いますか、県内の建設業者に限らず、県内業者が県の仕事を受注できるということが一番と言いますか、それがいいことだと思っておりますので、そういう中でやっていくのであれば、大きいランクの者だけを入札条件にしていれば下の者はいつまでも入ってこれない。あるいは経験がないからということであれば、いつまでたっても入ってこ

れない。そういうような中で、ほかの、下水道ではなくてほかの部分もそういうものでもって、県内の小規模の業者の方に行くように制度を変えていた時代だと思っておりますので、その方向でこの管理のあり方もあるべきだというふうに思っておりました。

服部委員 ここでちょっと聞きたいんですが、知事後援会幹部とは松本で11月28日にお会いしていますね。そのあと何回か、知事後援会幹部とも会っているんじゃないかと思うんですよ。知事の後援会の幹部ですから、知事もどんどん県庁へ来ていたというようなお話も前にもありました。ですから、それは何回か知事後援会幹部が知事の秘書室へお見えになったことはあったでしょうか。これらの関係についても、その辺はどうですか。

近藤証人 私が行ったときからは1週間に1回くらいは来ていらっしゃいましたので、その中で下水道の話もされてはいました。

服部委員 そうしますと、知事後援会幹部はもちろん下水道の維持管理の仕事をしている。それで松本でも会議に加わったりしている。それで1週間に1回来て、お話を聞いたりしていると。こんな中で知事後援会幹部の会社そのものが、県の委託業務の仕事が県内業者を入れるということで、望んでいると。知事後援会幹部そのものがね。その県の仕事をぜひやってみたいということを望んでいるということも、近藤証人は御存知だったでしょうか。

近藤証人 その部分については、詳しく御説明と言いますか、私の感触をお話させてください。知事後援会幹部とお話しているときに、知事後援会幹部は、私は長野高校を出て美麻村の出身ですと。非常に苦勞をしたと。しかし今、遊んで暮らせるような収入があると。スノーボードが非常に好きで、夏も外国へ行っているよと。そんなような生活をしているんだと。田中康夫に会わなければ、私はそういう生活が続けられたんだと。だけれども田中康夫と会って、縁があってこういう職務を無報酬で引き受けるようになったと。これは究極なボランティアだというふうに思っているというふうにおっしゃってありました。

それから私の存在は、マスコミの皆さんもすべて知っている話ですと。県庁内を歩いていけば私がどこに行っているかということはみんな見ている話ですという話をしておりました。だからおかしな手つきをすればすぐに見つかるというようなことを言っておりましたので、私とすれば、一業者としての働き掛けは好ましくないというふうに認識しております。しかし一県民や、あるいは内部の状況に精通した方が、改革ということを中から御提案されるということは、それはまた一つの手法であったのではないかというふうに、私は思っておりました。

そういう中で、私は、知事後援会幹部は仮に発注方法が変わっても入札しないんじゃないのかなという前提で、大月君もそうですけれども、このことについてはお話を聞いていたということでございます。今年になりまして、信濃毎日新聞に報道される前日にこういうよう

なことがあって、それで知事後援会幹部の会社が入札して、1年目は業者数が少なかったと、2年目にとったというお話を聞いたときは、非常にショックと言いますか残念でございました。改革をするということであれば入札はすべきではなかったというふうに、私は今も思っております。ですので、非常に残念でございます。

服部委員 よくお話をしてくださいました。私どももそう思っております。一連の経過だけお話を聞きますけれども、ただ知事の後援会幹部なんですよ。その点で、知事後援会幹部もそれほど介入しているのかということをおもは本当に疑問に思っているわけですね。この15年についても、随意契約で2つ、結果的にはとるようになるんですよ。17年になってももちろん入札で仕事もとるようになる。今の近藤さんの思い、お話を聞きました。ただ後援会の幹部がそんなに介入しているというような話はありません。

それで事実だけお聞きしますけれども、1週間に1回来たり、その下水道についてもお話があったというんですが、政策秘書室でももちろん1週間に1回来たり、知事ともしょっちゅうお会いしてお話をしていたということなんでしょうか。秘書室にいらっしゃればわかると思うんですが、その事実だけお聞きします。

近藤証人 お見えになったときは、大体政策秘書室に来ていたというふうに私は思っています。知事とそのあとどうかしたかということについては、多分政務でもって行くときに、車の運転手みたいな役割をしたりとか、なさっていたのではないのかなというふうには思いますが、直接見たわけではございませんので。

服部委員 わかりました。ちょっと前に戻りますが、その先ほどの「近藤メモ」で、やはり下水道改革、10人減だったですからね、案では、ですから7人では少なくとも8人に1人ふやした方がいいだろうとこういう案だと思いますが。それで知事にその公社の案をきちんと見せたと思うんですね。持っていったのは近藤さんか大月さんかだと思いますけれども。そこではほとんど全部入札だと。4流域も5広域も単独の市町村のやつも全部入札。それで8人減だとこういう案でございますけれども。これを知事のところへはいつごろ持って行って知事に説明をしたのかわかりますか。その持っていたときに、知事はその改革案でどういうふうに言われたでしょうか。

近藤証人 先ほどもお話いたしました、やりとりをしていく中で、もう少しもう少しということで増高するやりとりは私の方で担当と言いますか、私が担当しておりました。ただその知事への報告につきましてですけれども、これだけの案件でもって知事室に入るというような、時期的にも1月の下旬、非常にせっぱ詰っていたとき、予算編成等です。非常にせっぱ詰っていたときなのでこれだけで入るといふわけにはいきませんので、大月君の方でほかの案件と含めて持って行ってお話をしてくださったということでございます。だから



大月君と話をして、これでどうかと言って、持っていってくれると言ったんですけれども、それはいつ知事のところへ持っていったかということについてはわかりません。

服部委員 それから2月7日に入りましてから、知事へ、その案はなかなか市町村に受け入れられないという報告を土木部長も公社もしましたよね。そして今度は2月7日でございますが、知事はそれじゃだめだということで、随分部長にももうちょっと頑張らなければだめだと、しっかりやらなければだめだということをやりましたけれども、その文書も残っていますけれども。その文書も近藤さんがおつくりになったんですか、知事から言われて。

近藤証人 お手元にちょっと文書を見せていただければ、確認させていただきたいと思うんですけれども。

服部委員 委員長、資料を今見せてよろしいですか。

小林委員長 お諮りいたします。手元の資料を近藤証人に見ていただきたいということでございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではお示してください。

(証人 資料閲覧)

近藤証人 日にちについては、詳しくはわかりませんが、この文書をつくったのは多分私の可能性が大分強いと思います。2月の5、6日ごろに私が会議から帰ってきたら大月君の方から、非常に厳しいというような話が下水道課の方から報告されているという話を聞きました。そのあと彼の方から、実は下水道課長さんがみずから電話をかけて、私は分割に反対だが知事が言っているんでというような電話のかけ方をしているという話があったという話を大月君が聞いたと。それからまた、公社が説明に行っている折に、公社の説明に来た方が、市町村の土木担当の部長さんなり課長さんなりに、非常に私は反対なんだけれども言われてきているからというような言い方をしていると。説明会においても、そのふんぞり返ったような態度で、技術支援料とは何なんだという話をしたら、よく説明できなくて、事故が起きたらだれが責任をとるんだという話をしたら、それは市町村あなた方ですという対応をしたということで、その係長さんのメールでは、いつあふれ出てしまうかわからないというようなそういうような中で、ぎりぎりの中で私は24時間働いているんだと。それに対してあまりにも失礼じゃないかというようなメールがありまして、それを彼から見せていただきました。それで私は非常に立腹いたしました。

というのは、仕事をしていく上では、いろいろな考え方がありますので、自分の考え方と上司の判断と異なることはございます。しかしいったん決まれば、個人的意見等を述べるのは不見識だと思うんです。やれと言われたので私はやります、ぜひお願いしますとそういう

ことだと思っんです。それで下水道課長さんに、記憶に鮮明に覚えていますけれども、電話をして、目上の方に対して言っている言葉遣いではないのかなと思われるくらいきつく、私は立腹の旨を伝えました。

そのあと、いずれにしても知事の方へ報告はしなければいけないという中で、いくつかの問題点をとりあえず書いて、それで落札率についても下水道課から資料をもらっておりましたので、それをつけて、先ほどと同じですけれども大月君が説明に行くときに、これで一緒に持って行って報告してくださいと言いますか、報告しましょうというふうに2人で相談してこの文書をつくりましたので、そういう経過です。

服部委員 結局では近藤さんが知事に報告し、そしてまた下水道公社あるいはまた下水道課の方へも、もっとしっかりやれとこういふことでお話をさせていただいたということです。それでまた市町村へ説明をして歩くけれどもまただめだとこういふことで、2月14日に土木部長、公社専務から知事へ、市町村ではどうしてもだめだと言っていると。広域も分割もできないし、入札というわけにもいかなないとこんなことで説明したら、知事は指示はしないで、ではどうやるかということとは指示はしないで、土木部長へ知事後援会幹部に会って意見を聞いて対応を決めたらどうだと。知事はその随意契約をほのめかしながら、さらに知事後援会幹部は悪い人ではないと、よい人だからということで、会って相談した方がいいよとこういふ話をしたということをおっしゃっています。こういうことについて、知事後援会幹部と土木部長がまた会って相談したりすることになったということでございますけれども、この一連のことを近藤証人は御存知だったでしょうか。政策秘書室におられて。

近藤証人 2月14日に部長が知事室に入ったということは、私は存じておりませんでした。それで、ただ、たまたま2月14日でございますけれども、知事後援会幹部が10時か11時ごろ政策秘書室へまいりまして、小市さんにお会いしたいけれどもどうかなというお話を私にされました。私は、今ごたごたしているのだからこの案件かなとは思いましたけれども、小市部長のところ、普通は、日程調整等は部長付にお願いするんですが、小市さんのところに行きましたら、小市さんはたまたま机でお仕事をされておりましたので、私の方から知事後援会幹部が小市部長に会いたいと言っているけれども部長いかなものでございましょうかというお話をしました。そうしたところ、10時か11時にそういう話をしたんですけれども、ちょっとこれから会議があるので、午後1時ならいいんじゃないかということで、午後1時に政策秘書室の方へ小市部長がお見えになられて、知事後援会幹部どこか1周してまいりまして、1時から部長と知事後援会幹部と、それから私もということでお会いいたしました。

服部委員 それで一応公社と、わかりました、知事後援会幹部とお会いになったというお話ですね。政策秘書室で三人で。公社、それでもう方向転換しまして、今まで入札だというこ

とでやっていたのですが、これはもう随意契約でやるよりしようがないと。そしてまた公社の方向は示しながら随意契約でいくんだと。市町村へも、では今度は謝って歩かなければいけないよとこういう案を決めたわけでございますけれども、これもきちんと、私どもが聞いているのは、土木部長が近藤さんから知事後援会幹部にその案をきちんと確認してくれとお願いされたというように聞いておりますけれども、その案を3人で練ったなら、きちんと決めたら決めたでもいいんですけれども、知事後援会幹部に確認をとってその案を決めたと。近藤さんが仲介して、土木部長から言われて、知事後援会幹部ときちんと確認をとったということによろしいでしょうか。

近藤証人 先ほどの「下水道公社の発注」という、立腹したという文書をつくったそのあとで、今年はだめだというような話が、大月君のところにも集中的に入ってまいりました。そういう中で、そうした場合に、ではどうするんだと。ただだめだと言っても毎年契約するものですから、今年はどうするんだという話の中で、2月7日という話ですが、その数日後、1日か2日後に案をつくったのは、私の方で、もう今年はだめだろうと。ただ問題は確認しましょうというメモは私がつくりまして、大月君に渡して、再三になりますけれども何かの折にこういうことで今の事項はだめなんで了解を得たいということ、大月君の方から知事の方へいつかタイミングのときにやってくれというメモをつくっておりました。

2月14日のそのときに、知事後援会幹部が何の案件で会いたいかというお話はされていませんでした。部長も来て、一般的なお話をされていたと思います。当然その中には今回の入札のごたごたの話は出てきましたので、実は部長こういうことで私どもは考えているんだけれどもということで、部長どうですかと言いながら、知事後援会幹部の方にもお渡ししたということで、小市部長の方で読んで、こういうことしかできないので私みずから言うかなというようなお話をされたような気がします。

服部委員 大事なところですからもう一度確認しますが、その公社の方向を示しながら、とりあえずもう随意契約でいくよりしようがないということで、案をつくったのは大月さんと近藤さんがメモをつくったと。それで知事の了解を得て、それから土木部長に説明し、そしてまたさらに知事後援会幹部にも確認をとって説明をしたということによろしいでしょうか、もう一回。

近藤証人 もう今年はどうしようもないから、だからどうしなければいけないかという対応はつくらなければいけないということで、大月君と2人で今年はもうだめだろうという文書を。それで何が問題点かという確認だけはきちんとしておかなければいけないということで、私がワープロで打って、それで2人で協議してこんなようなことかなということでつくりました。それで何かのタイミングで、ほかの案件と一緒に大月君が説明してくれるようにとい

う話をしておきましたけれども、そこから先どうなったかということは、申しわけございませんけれども私は聞いておりません。つくったままでとりあえずこれは彼の次のリアクションを待とうということでした。

2月14日に知事後援会幹部が来て言ったときに、こういうことでどうでしょうかと。今こんなことで私どもは考えておりますよということで、部長、こんな対応でどうでしょうかと、私ども考えているのはこんなことでございますけれどもということで、部長と一緒に知事後援会幹部に渡したということですので。知事の指示とかそういうことについては一切、私は関知してと言いますか、受けておりません。

服部委員 わかりました。ただ、そのあと結果的に、知事後援会幹部の関係する法人が随意契約で千曲下流の仕事を下請でとるわけですね。下請で入るわけですね。結果的にそうなるわけです。ですからそこで説明を知事後援会幹部にもして、知事後援会幹部も納得をしながらそう決めたということになって、その結果的に仕事もとると。ほかの案件も入れると2つ下請で入るわけですが。その一連のことについて、近藤さんがかかわってメモをつくり、もうこれではいけないという案をつくって、知事後援会幹部に話して、結果的に知事後援会幹部の方で仕事をとっていただいたとこんなことになるわけですが。そういう一連について、最後ですか御感想と言いますか、お気持ちはどうですか。先ほども残念だという話をしておりましたけれども。

近藤証人 知事後援会幹部については、本当に下水道を初めとして、本当に改革をやっている方だと当時は思っておりましたので。自分も卑しい手つきのことをすれば必ず見つかると思っておりましたので、そういうことがないと思っておりました。そういう中で、結果としてでもこういうことになったことについては、非常に反省していただきたいと言いますか、私は怒りを抑えきれないとそういうところがございます。

林委員 今の最後の尋問については、意見を求めることはやるべきではないと思う。今朝申し合わせたとおり、きちんとやるべきだと思う。

小林委員長 私が判断することですが、今の服部委員の発言の内容程度では、私は正当と認めております。皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、尋問を進めます。

高見澤委員 それではしばらくお願いをしたいと思います。先ほど服部委員からの尋問等もありますが、一部尋問の内容が重複するかもしれませんが、できるだけしないようにしたいと思います。もし証言が重複するような場合でありましたら言っていただいて結構でございます。近藤証人は、平成14年度のどの時点と言いますか、異動後、即、下水道公社の改革

について関係することとなったのか、お伺いをしたいと思います。

近藤証人 下水道公社の関係につきましては、15年の1月の、下水道課がつくった案についてもらったときからでございます。

高見澤委員 平成14年度の時点で下水道公社の改革を行わなければならなかったのか、またその際の理由がもしありましたらお伺いをいたします。

近藤証人 前例踏襲、先送りというようなことをすることのないようにということが、当時私どもの頭の中にもありました。それですので、仮にこれを1年先延ばしになれば、改革ということであれば1年先延ばしになってしまいますので、ですのでできる限りのことはやるべきだというふうに思いました。

高見澤委員 下水道公社の改革を検討する過程で、近藤証人は知事からどのような指示を受けられましたか、お伺いをいたします。

近藤証人 直接の指示はございません。ですので、これについて検討するということ、1月の下水道課からのものについて、大月君が忙しいので私の方へということでもって事務の担当をしてきましたけれども、指示等はございません。

高見澤委員 それでは近藤証人に伺いますけれども、通常県職員として上司からの決裁を受けた場合など、決裁記録などは通常作成されておりますか、お伺いをいたします。

近藤証人 通常の権限のある業務については、当然起案し決裁すべきものと思いますが、調整ということでもって、こんな案でどうだろうかとやりとりしているものについては、そういう時間がございませんので、それについては保存と言いますか、公的には保存していないということでございます。

高見澤委員 そうすると、その際の調整のときの場合なんですけれども、やっぱり課長だとか上司には、こういう形でよろしいのですかというような決裁は受けるのでしょうか、お伺いをいたします。

近藤証人 政策秘書室にいたときは、権限と言いますか、いわゆるリーダーという方はいらっしゃると思いますが、各担当がそれぞれある程度意思を持って調整して、それでリーダーと随時やりとりしながら練っていくということでございますので、こんな感じでどうかと、今こうなっているよという復命とか報告はいたしますけれども、逐次文書をつくってどうだというふうにやっている時間はございませんので、きょうのあしたに、あるいは10分後にこういう文書をつくれというようなそういう世界でございますので、そういうものについてはつくっておりません。

高見澤委員 近藤証人は政策秘書室の担当者として、知事の方針などをメモの形で下水道課等に指示をしているわけですが、具体的にどのような文書を作成し指示をなされたの

か、お伺いいたします。先ほど来出ているのもあるかと思いますが、もしそれが重複であれば、先ほどのこういう部分ですと言ってくだされれば結構でございます。

近藤証人 知事の方針というものについては、最後の1月29日ですか、日付は覚えていないんですけども今皆様方そういうような話で確認されておりますので、下水道課に説明したものについては、一応大月君経由で決裁を受けたということでございますので、それは正式な知事の方針の文書かと思えます。あとのものについては、私なり大月君段階なりのところで、担当としてこんなような感じでどうかというふうに行っている段階のものでございますので、「近藤メモ」という言葉が今出ておりますけれども、そういう格好でございます。

高見澤委員 通常の場合は、近藤証人あるいは大月氏と判断をしていくということによろしいのでしょうか、確認をさせていただきます。

近藤証人 ですから、調整と言いますか、もんでいくと言いますか、やりとりするときについては、そういうことでございます。ただそれはあくまでもやりとりでございますので、それが確定した意思ではございません。

高見澤委員 それでは土木部では、知事に対して「下水道の改革の方向」についての検討結果を、平成15年1月21日に報告をされたわけではありますが。知事はその際、判断を示さなかったために、下水道課では近藤証人に検討結果文書を渡されました。これ先ほどもありました。その後、近藤証人は21日と23日に下水道課の田中技術専門幹、早川課長補佐に内容確認をされまして、29日に知事が決裁された文書を伝えているわけではありますが、その際の知事の反応と言いますか、どのような結果を知事は示されましたか、お伺いをいたします。

近藤証人 私の方では文書をつくって、他の案件と一緒に大月君が判断をお願いしたということですので、その知事の反応とかいうものについてはわかりません。

高見澤委員 そうするとそのときに、知事に文書を渡されたのは大月さんということによろしいのでしょうか。

近藤証人 そのとおりでございます。

高見澤委員 近藤証人は、「下水道公社改革の方向」についての検討結果を平成15年2月7日に、経常JVの除外などの知事の方針どおり動くようにと指示を土木部に言っておりますが、先ほどこう立腹したと言った証言ですね、あの一連の証言、それによろしいのでしょうか。

近藤証人 間違いございません。

高見澤委員 その指示のあった事項は、何か特別な理由があるのかお伺いしたいわけでありましてけれども、またそのほかに指示事項記録文書があるかお伺いしたいのですが、特別な理由は先ほど述べられておりますので、そのほかに指示事項記録文書があるかどうか、お伺いをいたします。

近藤証人 記憶に定かにはありません。

高見澤委員 2月14日の先ほどの件でございますけれども、大月君と2人で対応策を考えなくてはならないということで、その思いでお二人で資料をつくったと言われておりますが、その資料の中身の骨子は、皆さん方事務屋さんという考え方の中で、その技術的な分野も入ってきますが、何を参考にされて作成をされたのでしょうか、お伺いいたします。

近藤証人 1月29日の分でございますか。

高見澤委員 今、私が尋問したのは、2月14日に知事後援会幹部に渡された。知事後援会幹部に渡されたというその文書でございます。

近藤証人 私どもで作成いたしました。中身でございますけれども、そのくらいとっては失礼なんですけれども、その程度は、非常に大きくりで事務屋でもわかる、私どもで判断できると言いますか、今問題になっていることが何で、要はもう期日は迫って、いったん入札方法を変えようと、技術支援料を下げようという話をしていたんだけれども、それがまとまらないという中で、もとに戻して来年検討するよという中身でございますので、特に技術的な要素とかそういうものについてはなくてもできるというふうに、できると言いますか、私どもでやりました。

高見澤委員 失礼ですけど、確かに一般的な文書の流れは近藤証人たちで十分文書は作成できるかと思っておりますけれども、例えば4流域、5広域あるいは6単独すべてにおいて、公社改革の方向を示すことを前提に、平成15年は随意契約する。あるいは4流域については県内業者2社、1社10%以上の下請を入札条件とすると。そういったような内容が入ってくるわけでありまして。この辺のところは、今までの話の過程があったとはいえ、なかなか決断しにくい面があるかと思うんですが、その辺のところは、近藤証人はどのような判断でこれを書かれたのでしょうか。

近藤証人 委員御指摘のとおり、最初にもらったときには非常に何もわからないので、下水道課の皆さんにこれはどういうことですかとか、どういう制度ですかとそういうことを聞きながらつくっていったということでございます。

高見澤委員 委員長にお諮りを願います。今、私の尋問している内容の件でございますけれども、やはり資料を見ていただいた方がいいのかという判断をいたしますが、お渡ししてよろしいか、お諮りをいただきたいと思っております。

小林委員長 お諮りをいたします。高見澤委員の資料提示について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは提示願います。

(証人 資料閲覧)

高見澤委員 私も今整理したところで、尋問の方が間違っているのでは、訂正をしながら尋問したいと思いますが。今その2月14日の欄をごらんいただいておりますか。そこで近藤証人は、こういった過程で文書をつくられたわけでありまして。そうすると先ほど私が言ったような、2月17日にこういったものが土木部長から回答があったという経過があるわけですね。その際の14日に近藤証人が出された文書、その中身について、自分たちの考えだけであったのか、あるいは何かを参考にしたのか、どなたか指示を受けてその部分の、数字的な面についてはお考えになられたのか。その御判断した過程について、お伺いをいたします。

近藤証人 問題になっているところが、技術支援料と、それから発注の部分でございましたので、そのところについてということでございますので、先ほど申したとおりなんですけれども。

高見澤委員 尋問をかえたいと思います。15年3月25日でございますけれども、近藤証人は下水道課へ行きまして、田中技術専門幹に、前日に行われた平成15年度下水道処理施設運転管理業務委託の入札経過書の提出を求められました。午前9時ごろ田中技術専門幹から受領されたわけでありまして、これに間違いございませんか、お伺いをいたします。

近藤証人 間違いございません。

高見澤委員 その入札経過書には、御存知のとおり入札参加者名、応札金額、落札者と落札金額が掲載されているものでございます。どのように使用されたのですか、お伺いをいたします。

近藤証人 大月君から報告を求められておりましたので、彼にお渡しいたしました。

高見澤委員 その際、では大月氏に何のためにこのようなことをしたのか、その資料をいつどなたかに渡されたのかはお尋ねになりませんでしたか。お伺いをいたします。

近藤証人 多分知事に、一連の経過のごたごたが続いてこうなっているわけでございますので、その報告ということでもってお渡ししたというふうに想像しております。

高見澤委員 近藤証人についても、大月氏も含めて、政策秘書室ではこのような入札経過書をいつも要求されていたのでしょうか、お伺いをいたします。

近藤証人 私が知っている限りでは今回だけだと思います。

高見澤委員 それではその入札経過書の要求を、だれから頼まれたのか、その辺のところは、ただ知事だけだったのか、その辺のところは大月氏とその際お話をされましたか、お伺いをいたします。

近藤証人 話はしておりませんが、知事への報告のみだと思います。

高見澤委員 尋問をかえます。近藤証人は、先ほども下水道公社顧問の上田千秋氏を御存知ということでございますけれども、だれから紹介されたかお尋ねしたいんですが。松本合庁



でお行き会いしたのが初めてでしょうか、お伺いいたします。

近藤証人 そのときに初めて名刺交換いたしました。

高見澤委員 近藤証人は、上田千秋氏が下水道のあり方検討委員会の、その後でございますけれども、委員名簿の所属欄に経営戦略局となっておりますが承知されておりますか、お伺いいたします。

近藤証人 15年の年度中途だったと思うんですけれども、上田千秋さんにつきましては、行政嘱託員ということで、雇用というんですか、お願いして、下水道あり方検討委員会事務局長という職務に後日、3月の第2回委員会でしたか、報告という形でもって大森委員長の方から報告があったので、当然承知しておりましたと言いますか、任用行為にかかわっております。

高見澤委員 近藤証人はその上田千秋氏とは松本合庁で初めてお行き会いしたということですが、その前職についてはお知りだったでしょうか。お伺いいたします。

近藤証人 名刺交換のときには、確か新井リゾートということだったと思います。当然採用するときには、身分と言いますか、履歴をとります。それですので、履歴については、先ほどからありますけど起案して決裁しておりますので、それについては残っていると思います。

高見澤委員 名刺交換した際は、上田千秋氏は新井リゾートの役員という形でのよろしいんでしょうか。覚えがなければ結構でございますが、もし覚えていたらお答えいただきたいと思えます。

近藤証人 多分新井リゾート顧問だったと思いますけれども。

高見澤委員 先ほど近藤証人は、服部委員の尋問の中で、知事後援会幹部との面識等のお話がありました。いろいろ証言されているわけでございますけれども。その知事後援会幹部から下水道公社の改革について、何かこう指示を受けたことはないのか、伺いたいわけですが、週1回来て下水道の話をしていたと言っていたわけですが、その際、何か指示を受けたか、お伺いをいたします。

近藤証人 指示という形では一切ございません。ただ、例えば改革しなければいけないところはいっぱいあるというようなお話はされておりました。

高見澤委員 下水道公社の改革におきまして、知事後援会幹部のそのような一連の働き掛けがどのような効果をもたらしたのか、お聞きいたします。

近藤証人 再三のところになりますけれども、手つきが悪くなければ非常にいい改革の方向に向かったのではないかと思いますけれども。その入札をしたということによって、改革が違う形で見られるようになったことについては不本意でございます。

高見澤委員 近藤証人は、その知事後援会幹部と田中知事との、いろいろと週1回来て下水

道の話をしていたということでございますが。何か特別の関係にあったか、その辺のところは御存知でしょうか。もし、特別の関係と言いますか、ちょっとおかしいな、こういう面があったかなという記憶があったかどうか、その程度で結構でございますが、お伺いをいたします。

近藤証人 運転手をなさって遠くの方まで行ったりとかというお話をされておりましたので、非常に大変なのかなと。先ほども申しましたけれども、無報酬でもってボランティアでやっているというようなお話、動きもありましたけれども、確かに夜となく昼となく大変だなという感じはいたしましたけれども。特に知事と知事後援会幹部がどうのこうのという関係であるというふうには見えなかったです。

高見澤委員 運転手をして遠くまで行くというような話をされていたということですが。その一つだけで結構ですが、私どもも耳にしているのは、やっぱり伊那の方も行ったということをお聞きしておりますが。そんなようなことであつたのでしょうか、お伺いいたします。

近藤証人 時期的に4月が県議選であつたかと思うんですけれども。土曜・日曜にどこかへ行ったとかという、そういうようなお話はされていまして。

高見澤委員 以上で私の尋問を終わります。ありがとうございました。

石坂委員 近藤証人、御苦労様です。もう一度近藤証人の立場と言いますか、役割について、最初に確認をさせていただきますが。先ほどの御証言で平成14年11月半ばから政策秘書室に配置がえになり、担当されたお仕事の一つとして下水道のあり方検討委員会の担当と。その結果、知事から示された改革の方向の実施などに向けて調整役を果たされたと。こういうことでよろしいでしょうか。

近藤証人 間違いございません。

石坂委員 その中で、先ほどの御証言の中にもあつたんですけど、近藤証人自身は事務職の方であり、下水道問題の専門分野ということではないけれども、調整役ということで、しかも下水道公社や下水道事業の改革そのものに役立つというか、そういう仕事という認識で調整役について力を尽くされたと。つまり、もう少しわかりやすく言いますと、御自身の意思と言いますか、こうあるべきだということよりは、県全体、知事の意味、方針のもとで、それが改革に役立つということをお自分の役割とそういうふうにとらえて、調整役を務めるために御努力されたとこういうことでよろしいでしょうか。

近藤証人 長野モデルグループということで、長野モデルをつくるんだということで新しく政策秘書室の中に設置されたグループでございましたので、県政改革のためにできるだけのことをしようという思いでおりました。知事の意見が絶対という、そういう知事ではございませんでしたので、方針が決まるまでの間については言いたいことは言わせていただきまし

たけれども、方針が決まった以上はその方向に向かって調整するのが、別に長野モデルグループに限らず県職員の務めだと思います。

石坂委員 基本的なことを確認させていただきまして、ありがとうございました。それで、ほかの方のもう尋問の中でいくつかの具体的なことは確認されてきていますので、重複は避けたいと思いますが。一番明らかにしたいと私たちが思っておりますポイントとしまして、先ほどの近藤証人の証言の中でかなりはっきりはしてきたわけなんですけれども、やはり利害関係者と言いますか、下水道事業者、管理運営業務にかかわる業者が、政策秘書室というかなり政策決定にも重要な位置を占める場所に週1回平均ということなんですけど、知事も会見で頻繁に徘徊というようなことをおっしゃってありましたけど。そういうことが許されるということは、名刺営業も禁止されている時代に非常に理解に苦しむところです。

しかし、近藤証人は先ほどの御証言の中で、そういう知事後援会幹部が利害関係者であったり、下水道事業者であるという立場を離れ、自分の利害とは全く無関係に、知り得ている専門的な分野の知識や経験を生かして、下水道事業の改革のためのさまざまな提言や意見をやる方と。そういう立場であったというふうに認識されていたからこそ接触をしていたというふうに私は受けとめましたけど、それでよろしいでしょうか。

近藤証人 そう理解していただいて非常にありがとうございます。

石坂委員 それで一昨日になりますが、当時というのは平成14年度、下水道課長を務めておられました矢澤証人にいただきました証言の中で、先ほどからお話がある14年末から15年の2月、3月ぐらいにかけての時系列でのいくつかの御証言があったわけですが。その中で、知事が示されました平成14年12月25日付の「下水道改革の方向」というものの中身に、今から考えれば改革は目指してはおられるというものの実情に合わない無理な部分もあり、この間お話がありますように市町村や関係者からの、関係者というのは下水道課の職員、公社の職員、専務理事さんも含め、とてもこれは受け入れられないということで、さまざまな反発や混乱があり、それを修正、調整されていく過程の中で、きょうもほかの委員から尋問の中で触れられてはありましたけれども、矢澤証人の御証言の中で、これは平成15年2月14日になるんですけど、調整過程の途中経過の中でのお話ですが。とてもこれは無理がある、受け入れられない。ではどの部分をどう修正し、とりあえず手をつけていくかというその調整の過程の中で、土木部長と知事後援会幹部が会談し、その調整の方向について、近藤証人のまとめられました文書を土木部長から下水道課及び公社に伝えたと。こういう証言、御報告がありました。それは2月14日という御証言でした。

それから3日後の2月17日に部長は、政策秘書室近藤証人に最終的な、先ほど他の委員からも触れられておりました、もう少し専門的な分野に、では今年度はどうするかということ

で、4流域、5広域、6単独すべてにおいて、公社改革の方向性を示すことを前提に、平成15年は随意契約とするとか、4流域については、県内業者2社の下請で10%で入札としたらどうかというような修正の方向なんですけど。そういうものを部長が回答していく過程で、この方針、つまり修正、調整したこの方針でいいのかということ、2月17日の時点で最終的に近藤さんを通じ、知事後援会幹部に最後の確認をお願いしたという証言があったんですけども。

つまり、たとえ利害関係者ではないとはいえ、提案や提言をする、県民の皆さんからのさまざまな御提言、提案、働き掛けはあってもいいはずではありますが。しかしその、県が出す一定の方針ですよね、修正し調整する方針を、県の職員でない方に、しかも正式な位置づけ、例えば政策ブレーンとか顧問とかという方ではない方にチェックをお願いするとか、相談するというのはやはり度がすぎていると言いますか、常識的に考えて異常という感じは受けるわけですけども。

事実として、修正、調整していく方針を最終的に示していく過程でこのようなことが、このようなことと言いますのは、部長が最終的に2月17日の回答をつくる段階で、これでいいのかということで近藤証人を通じて知事後援会幹部にチェック、確認をお願いするとか、その前段の2月14日に土木部長、知事後援会幹部が会談するということを経て、その方針がづくられていくということがあったのか。その点についてお伺いしたいと思います。

近藤証人 御意見をお聞きするということであればそれは問題ないと思うんですが、意思決定の中に参加するということであればそれはおかしいことだというふうに思います。ですが、その2月14日の文書につきましては、先ほどお答えしましたけど、混乱して、だめじゃないかという文書をつくったそのあとにこういうこととということにつくって、知事の方へ大月君経由でお願いしたときの文書でございますので、それを彼に見せなくてもよかったわけでございますけれども。決裁とか決定にかかわったとかということまではいかないのではないかなというふうに思います。

石坂委員 そうしますとその今の件でもう一度お尋ねしたいわけですけども。近藤証人の認識とすれば、自分たちがまとめ上げたこの修正の方向と言いますか、調整案のOKをとるという意味で知事後援会幹部に見せたのではなく、あくまで御要望をお聞きしたりして、調整の過程の中で、今、渡さなくてもよかったのだけれどというお話がありましたけど、その辺、うかつであったということかもしれません。決裁を仰ぐとか、最終的なチェックを仰ぐという認識ではなく見せてしまったというふうに受けとめればいいのか、その点はいかがですか。

近藤証人 小市部長と知事後援会幹部がお会いしているという中で、この話の部分も最後に

触れてきましたけれども、議員御指摘のとおりにうかつだった行為だと思います。

石坂委員 それではうかつということですが、では近藤証人の当時の認識とすれば、あくまで下水道改革の方向についての御意見、提言をしてくださっている方と、ボランティアで。というふうに信じて疑わなかったということで、それは先ほど御証言いただきましたので結構なんですけど。そういう方として接していたのであり、その人のOKをとらなければ方針が最終的に、逆に知事のOKをとる方針とならないので、そのためにチェックを受けるといふ、そういう認識ではなかったというふうに確認させていただいていいですか。

近藤証人 そのとおりでございます。チェックを受けるとかそういうのではなくて、こんなことだよということで、うかつだったということでございます。

石坂委員 多少、かなりやはり一県民のとか、業界関係の皆さんの御要望、提言を受けていく県の職員の立場とすれば、やはりあいまいな部分が当時あったんだなということは、私も認識はできましたが。近藤証人としてはあくまでも県政改革の方向のために、自分も調整役を務めようということで接していらっしやると。そういう認識のもとでの接触だったということについては、私自身は確認できたと思いますので、その件につきましてはありがとうございました。

それでは私は、そろそろ以上で終わりにしたいと思いますけど、最後に1点だけお伺いしたいと思います。最初の方の証言のくだりの中で、最初からの知事後援会幹部の近藤証人に対する自分の紹介と言いますか、全くボランティアで、知識を生かし経験を生かし、改革によかれという提案をするだけであって、自分がそのことで我田引水と言いますか、そういう立場ではないと。そういう御紹介があったので、そういう人として接してきたということであり、まさか御本人が御自分の会社がこの下水道の管理運営業務に入札をして仕事を受注するとは夢にも思っていなかったということで、非常にショックを受けられたということですが。

そのことを除いた場合ですね、私は今、下水道の管理運営業務を初め、下水道公社のあり方、それから下水道のあるべき姿につきまして、改革の途上にあると。試行錯誤の中で行きつ戻りつその途上の過程かなというふうにとらえているんですが。そういう中での試行錯誤で、失敗や誤りもあったでしょうが、全体の流れの方向として、その分野での改革が皆様の御努力もあって前進方向に向いてきてはいると。そのようにはお考えかどうか、それは率直な御意見で結構です。実際に御苦労されてかかわってきた方ですので、お伺いしたいと思います。

近藤証人 県政改革の方向に向かっているかということでございますけれども、申しわけございませんけれども、平成15年の6月以降からは下水道については一切タッチしておりませ

るので、恥ずかしい話ですけれども、その後、技術支援料がどうこうなったとかという話についても、一切今知り得ていない状況でございますので、わかりません。

石坂委員 ありがとうございます。以上で私の尋問は終わらせていただきます。

小林委員長 ここで15分間休憩いたします。

休憩時刻 午後2時55分

再開時刻 午後3時15分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

○竹内委員 大変御苦労様です。今までのそれぞれの皆さん方の尋問を踏まえた中で、若干絞って尋問をさせていただきたいというふうに思います。特に2月14日、知事へ市町村の回答状況を、小市土木部長、公社田中専務が報告するという経過がございまして、そのところが一番大きくポイントとなっているというふうに思うわけですけれども、今日までのこの委員会において、田中専務理事だったと思いますが、の説明では、なかなかこの最終的に13日に土木部長と監理課長へ、下水道課と公社で報告をして、翌日土木部長が知事へ、最終的にこの市町村との説明の経過で難しいということで最終的な判断をすると。それをまとめたものを、知事に行き会えないのであらかじめ文書を渡して、そして2月14日の朝一番で知事に会うと、こういうことの実経緯になっているわけです。

したがいまして、まずお聞きしたいのは、ですからその文書、2月13日に土木部長が知事へ説明することにするというところまでの間、そのだから前日までにこの文書、先ほど来のお話の、知事後援会幹部並びに知事に確認した文書については、近藤氏がいつ作成されたのか、そのところを記憶の中でお願いをしたいと思います。

○近藤証人 非常に遺憾だという文書を作成したのが2月7日ということですので、それから1日、2日あとだったと思います。

○竹内委員 わかりました。それで先ほどのお話の中で、2月14日、ですから時系列でいきますと2月14日の朝一番で、いわゆるその文書をもとにして知事へ市町村の回答状況を土木部長が報告したということになりますね。そのあと、ですから2月14日の10時から11時ごろ知事後援会幹部が小市氏に会いたいということで近藤氏のところを訪れて御案内をしたけれども、用事があるので午後1時にということで、政策秘書室の方でお会いをしたと。その席に近藤氏も立ち会ってお話がされたという経緯になります。

ですから、私、申し上げたいのは、朝一で会ったときに、知事と土木部長が会ったときに、田中専務を含めてお会いしたときに、土木部長へ知事後援会幹部に会って意見を聞き対応を

決めるよう指示されると。知事は随意契約というようなことも含めて、知事後援会幹部を悪く言う人もいるがよい人だと言われたと、こういう経過に実はなっているわけです。したがって、知事後援会幹部が小市氏に会いたいというふうに来るということは、当然どなたかが知事の意向を受けて、知事後援会幹部に連絡をされて、そして近藤氏のところに土木部長に会いたいと、こういうことになると思うんですけども、その辺の経過についてはいかがでしょうか。

○近藤証人 そのようにも考えられるわけでございますけれども、私が存じる範囲ではないと言いますか、私は2月14日の10時に来て、1時に会いましたよということは証言したとおりでございます。それで午前中に土木部長がレクあったということも私はつい最近まで知りませんでした。

○竹内委員 そうしますと、どなたかが知事後援会幹部に連絡をとって、ちょっとこれタイミングがよすぎますので、どなたかが連絡しなければ来ないというふうに思うんですけども。その点の、どなたが連絡したかというようなことは御存知ないでしょうか。

○近藤証人 存じておりません。

○竹内委員 それで、そのときの、確認のために重複しますけれども、確認しますが。お手元に行っております書類の2月14日付「下水道公社について」という、先ほど来話がありますがもう一度確認のために、いずれにしてもこの文書が、知事後援会幹部にお会いしたときに見せた文書であり、同席を近藤氏はしていませんけれども、一連の流れの中で行くと、初めにつくられて、そして土木部が報告に行った文書であるということで間違いございませんでしょうか。

○近藤証人 間違いございません。

○竹内委員 その一連の経過の中で、当初自分がおつくりになられたこの文書が、その一連の過程で、変更はどこかなったということはございませんでしょうか。

○近藤証人 あくまでも2月7日の1日、2日後につくったわけでございますので、それを大月君の方へ渡してあったわけでございます。それ以降、変更はございません。

○竹内委員 それから、その次のページに「H15 下水道公社発注について」という文書がございます。2項目について書かれておりますが。これはどういう、これはどなたが作成されたもので、どういう経緯の中で作られた文書がおわかりになるでしょうか。

○近藤証人 前段の部分については明確に記憶あるんですけども。この文書については、私のつくり方に、私のつくる文書に似ていると言いますが、そんな感じもするんですけども、自分でつくったかどうかということになりますと、はっきりと記憶がございません。

○竹内委員 これを見ますと、その2月14日の文書を具体的に、発注に関して補うような、も

うちちょっと具体的にするような中身というふうに私解釈するんですけども。一通りの一連の流れの中で自分で仕事をやっておられて、その辺はいかがでしょうか。

○近藤証人 そうい感じはします。

○竹内委員 それで、先ほどのお話、証言の中で、矢澤氏が小市部長は政策秘書室近藤氏に、知事後援会幹部に確認をお願いするというような証言をしているわけですけども。先ほどのお話では、小市部長は政策秘書室大月氏に、知事後援会幹部に確認をお願いするというこ  
とで言われたと言われているんですけども。その内容というのは、どちらの、今いった2  
つのうちのどちらの文書に該当するというふうに考えておられますか。

○近藤証人 前ページの部分について、私がつくってその場で渡したという記憶がはっきりし  
ているので、それについてはお答えできますけれども。あとの2ページ目の部分については、  
よくわからないというふうに思います。

○竹内委員 これまでの流れでいきますと、2枚目について、そのことを再度知事後援会幹部  
に確認をお願いするというふうに私は受け取っているわけですけども。その点に関しては  
いかがでしょうか。

○近藤証人 小市部長さんの方から私に確認をとというお話があったものについては、この案件  
ではなくて、随意契約にするんだけれども、随意契約の3年だか5年だかのスパンが切れて  
しまうのが1つだか2つ、中にあったと思うんです。それについてどうしますかという話だ  
ったと思うんですけども。

○竹内委員 そのときは14日に該当するんでしょうか。あるいは17日の間でもし記憶があれば、  
17日なのかどうか、今までの時系列的な話で追っていきますと17日ということになっている  
わけなんですけれども、いかがでしょうか。

○近藤証人 多分その日はお帰りになられたので、可能性から言えば14日じゃなかったかと思  
います。いったん帰られて、何らかの形で連絡を受けたと思いますけれども。

○竹内委員 それで、大月氏が知事後援会幹部にその件で確認をお願いするというこ  
とで間違いございませんでしょうか。

○近藤証人 大月君か私かどちらかだと思います。どういうふうに確認したかとかというのも、  
そこもう記憶が定かではございません。

○竹内委員 何らかの形で知事後援会幹部に、もう日にちがない話ですからどなたかが連絡を  
とられて来ていただいて、その文書をお見せになって、あるいは確認をして、そして対処し  
ておられると思うんですけども。このころ、知事後援会幹部と、ですから連絡をとられて  
いたのは、くどいようですけどもどなたでしょうか、大月氏でしょうか、それとも近藤氏  
でしょうか。



- 近藤証人 私ではございません。
- 竹内委員 いずれにしても、その確認を知事後援会幹部とする中で、その方向が確認されて決まったということによろしゅうございますか。最終的に先ほど言われた確認してほしいという中身について、確認がされたということによろしゅうございますか。
- 近藤証人 小市部長さんが確認してほしいというのが、先ほども申しましたけれども、私はこれじゃなくて、切れてしまったものについて確認してくれというお話を承ったことは記憶にございます。それについては、こちらに来られたときに、私がしたのか、大月君が来たときにしたのか、そこら辺のところは不明ですけれども、多分部長さんから言われたのは、今年で切れるものについてどうしますかという話だと思いますけれども。
- 竹内委員 それではその辺については知事後援会幹部に、先ほどの話では、大月氏が近藤氏かどちらかが確認したと思うけれども記憶がないとこういふ話なんですけれども。いずれにしても確認をされたのか、されないのかというその記憶についてはいかがでしょうか。ですから何らかの2人で連携してやっていますので、大月氏との会話とか、そういうことを踏まえた中で、もうちょっと思い出していただきたいと思うんですけれども。
- 近藤証人 先ほどから言っております、切れてしまったものについては、どちらかで確認をして、多分私だったと思いますけれども、役割分担からいってそうなっていますので。私の方からお返ししたという感じだとは思いますが。
- 竹内委員 仕事ですから、処置をされているということによろしゅうございますでしょうか。改めて申しわけないですけれども。
- 近藤証人 調整する部分、仕事という中身と当然思っておりますので、はい。
- 竹内委員 そうしますと、大体14日から前日の13日も含めまして17日までの様子は、そういう私の申し上げたような時系列で間違いはないということによろしゅうございましょうか。
- 近藤証人 大方そうだと思います。
- 竹内委員 それで、きのう田中専務、当時の専務に来ていただいたときに、青山出納長の名前が挙がりまして。その過程の中で、青山氏から知事後援会幹部を紹介されたということがございました。それでこの、近藤氏がこの仕事に専任されている間、青山出納長との接点と言いますか、何らかの指示とか、そういうことはありましたでしょうか。
- 近藤証人 1月、ですから田中技術専門幹とお話する中で、この文書については、前に知事後援会幹部が持ってきたものとほとんど中身は一緒だというお話は、調整する中でお話を聞いております。そのときに、青山出納長、当時政策秘書室長のところに呼ばれて、知事後援会幹部からというお話は聞きましたけれども、この当時につきましてはもう出納長、一切関係しておりませんので指示も何も受けておりません。

- 竹内委員 もう一度今のお話で、12月25日に出された文書が、知事後援会幹部の出した文書と同じであるというような話を今されましたよね。その辺のちょっと内部における経緯について、どんな話が今のようなことをされていたのか、お話いただければ大変ありがたいと思いますが、お願いします。
- 近藤証人 田中さんの話した内容は、1年前の同じような時期に、知事後援会幹部から文書もらったと。でももう時間的にもできないということで、そのときはお話を終わりにしましたという話は聞きました。
- 竹内委員 わかりました。それで先ほど来のお話の中で、1週間に1回は、知事後援会幹部は来ていたという話がありました。それで、定期的に1週間に1回ということもないと思うので、その辺のニュアンス、例えば1週間に1回というのは、2日に1回とか、あるときは間を置いてとか、もうちょっと詳細な中身をお話いただければ大変ありがたいと思います。
- 近藤証人 11月の段階では、私が異動したのが17日ですか、初めてお会いしたのが松本合庁でございますから、11月はお見えになってないですよ。お見えになられるようになったのは、1月ごろからは1週間に1回程度、2月、3月、4月につきましては、多い週は2度、3度と。私が見たのがそれだけですので、まだ来ていたのかもしれないですけども。
- 竹内委員 それで来られたときの状況で、いろいろな話もされたということなんですけれども、例えば机の前に座ってお話をするとか、どなたかの机の前に座ってお話をするとか、あるいは応接とか、そういうところでどなたかとお話をするとか。先ほどの話だと、ちょっと気さくに来られたというような雰囲気を感じるのですが、その辺のところの様子というのはもうちょっと細かくお話いただけないでしょうか。
- 近藤証人 政策秘書室の応接があいていたときには、そののところにいられていたと。あいていなければ、そこらの、4月、5月以降については、ソファとか打ち合わせをするところをいっぱいつくりましたので、あいていなければそのところにお座りになっているという感じでございます。
- 竹内委員 そうしますと、だれかを訪ねて来るといような雰囲気ではなくて、何となく来てどかつというか、自分で座ってしまってということで、周りの職員の皆さんはそれに対してどんな対応を、もうそれが当たり前のような感じだったんでしょうか。もうちょっと申しわけないですが、お話いただければ大変ありがたいと思います。
- 近藤証人 お見えになられた、ああまあおいでになられたなという感じはあったと思います。お茶とかコーヒーとかについても入れておりましたし、私もあいていたときに、だれも出さなければコーヒーがいかお茶がいかと聞いて出していたりはしました。
- 竹内委員 そうしますと周りですね、経営戦略局ですか、ではもう知事後援会幹部はもうど

なたもどういふ方が存知上げていて、そして特別待遇というか、普通だったらちょっとどなた様ですかという話ですけれども、みんな存知上げているので、もうコーヒーを入れるというような、あるいはお茶を入れるというようなことが通常というか、当たり前の世界になっていたということによろしゅうございますか。それからあと、在任中そのことは何月ぐらいまで続いたのか、教えていただきたいと思います。

○近藤証人 もう私ども、長野グループで新規に入った3名が行ったときには、知事後援会幹部に対する存在とか、当たり方というのは、もう皆さん当たり前になっていたというふうに感じております。それであと、私が異動したのが10月ですので、だんだんに来る回数は減っていったのかなという感じはありますが。私自身も下水道のあり方検討委員会もなくなりまして、任務も全然違うと言いますか、このかかわりがありませんので、それほど意識していなかったところもあるので、感覚的なものでだんだん減っていったのかなとそんな感じですけども。

○竹内委員 最後ですけども、当初の11月28日の松本の会議の方に戻りますが、このときに名刺をいただいたと、交換されたということをお先ほど言われました。その名刺の肩書き、肩書きはどんな肩書きか記憶があればお話をいただきたいと思います。

○近藤証人 左肩にローマ字で「OJIN BOARDERS」、知事後援会幹部、勤務先どこどこ、自宅どこどこという名刺です。

○竹内委員 記憶があれば、その住所は大体どの辺の住所を書いてあったか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○近藤証人 両方とも川中島だったと思います。

○竹内委員 それから、そのときに配付されました「下水道のあり方検討委員会」の文書、配れたと思うんですけども、それお手元にはないと思います。それで当然会議をやられていますので、そのときの様子で御存知だと思うんですけども、この文書というのは、どなたが用意されて、事前に配付されたのか、あるいはどなたかがそのときに持ってこられて配付された文書なのか、その点についても記憶があればお話をいただきたいと思います。

○近藤証人 もしあれば資料を見せていただければありがたいんですが。

○竹内委員 これ今手元に私ございませんで、提出資料、県の方の出しました5の2の43番につづってございますので、私これで終わりますけれども、その間にでも御用意いただければ大変ありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○倉田委員 尋問時間は決まっていますから、暫時休憩にして見ていただいて、引き続き尋問してもらった方がいいと思います。

○小林委員長 倉田委員の提案よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後3時39分

再開時刻 午後3時48分

○小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。竹内委員からの申し出の文書を近藤証人に見ていただくことに対し、同意いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定いたしました。お渡してください。

(証人 資料閲覧)

○竹内委員 この文書が当日配付されたと思うんですけども、記憶ございますでしょうか。

○近藤証人 思い出しました。

○竹内委員 それでこの文書の配付のされ方ですね、懇談に集まられた皆さん方に配付された様子、どなたが配付されて、どなたが作成したというような説明がありましたでしょうか。

○近藤証人 このものについては知事後援会幹部だというように覚えております。これ以外に大森、後の委員長さん、それから村岡さんが下水道関係ということで書類をお持ちいただいたというふうに記憶しております。

○竹内委員 それでこの文書については知事後援会幹部ということで、それで何か説明されるというような経緯が会議の中でありましたでしょうか。

○近藤証人 短期間ではありましたけれども、ありました。

○竹内委員 そのときのことで、この文書の説明の、冒頭とか何かその中で、例えば私が作成してこれこれ、下水道あり方検討委員会というものがあるけれどもというような、知事後援会幹部の何か個人的考えみたいなことは述べられた記憶がございますでしょうか。

○近藤証人 こんなようなことでというような感じで御説明されたのかなというふうに思っております。

○竹内委員 それで議会に提出されました記録の中には、どなたが出したということは書いてございませんが、最終的には大森氏でしたか、大森氏なりが、この下水道のあり方検討委員会の出された文書を肉づけしてやることになったということを確認されていますが。そういうことでよろしゅうございましょうか。

それともう一つは、この下水道のあり方検討委員会を肉づけするということは、翌1月7日には発足しているわけですけども、そんなことまで含めた中の相談であったということ

でよろしゅうございますでしょうか。

○近藤証人 大筋そういうことだと思います。ただ、あまり大したことではないかと思うんですけども、村岡さんは立場を若干異にしておりましたので、大森さんにすべて一任することについてはいかがかというようなお話をされていたかと思います。

○竹内委員 ありがとうございます。私の尋問は以上で終わります。

○下村委員 御苦労様です。引き続きまして、14年11月28日、松本の合同庁舎で開かれたという会議でございますけれども、この会議の正式名称は、どういう名称でございますか。

○近藤証人 任意の懇談会という位置づけだったと思います。

○下村委員 これは何時から開催されましたか。

○近藤証人 手帳を見ますと19時という記載になっておりますので午後7時からだと思います。終わったのは非常に遅くて、もうその日が終わってしまうのかなというぐらいの時間までだったと思いますけれども。

○下村委員 ということになりますと、公の会議ではなくて、確認をとりますけれども、これはあくまでも任意の人たちが集まって自由参加もできる会議でございますか。

○近藤証人 あらかじめ人が想定されていて、そこに来て会議を開いたという認識でございます。

○下村委員 ということになりますと、この会議は特に拘束力もなく、結果も求めないような会議であったとこのような判断になるかと思いますが、それでよろしいですか。

○近藤証人 はい、そう思います。

○下村委員 ということになりますと、この招集責任者と言いますか、主催者と言いますか、それはどなたでございましたか。

○近藤証人 服部委員のときにお答えしたかと思うんですけども。私は11月17日に行って、28日にこの会議に行けということで大月君に言われて、当時油井さんと3人で行っていますので、その段階までは承知しておりますけれども、そこから先については承知しておりません。

○下村委員 非常に不思議な会議であると思うんですが。再度聞きますけれども、これはプライベートと言いますか、公ではない会議という位置づけでよろしいですね。

○近藤証人 はい、公のものではないです。

○下村委員 そこへ、県の政策秘書室の職員の皆さんが出席をなさったということでございますけれども、この出席に対しては、職務で出席されたのかどうか、そこを確認させてください。

○近藤証人 公用車を使っておりますので、職務で出ております。それで、意見をお聞きしに

行くという、いろいろな意見をお聞きしに行くという位置づけでございますので、職務だと思えます。

○下村委員 そうしますと、この職務記録というものは完全に残っておりますか。

○近藤証人 会議の記録というものについては、残っていない気がしますけれども。それは下水道のあり方検討委員会というファイルの中にあるかないかということで、お願いしたいと思います。

○下村委員 公務によってそういう会議に出席したということになりますと、必ず何らかのメモなり記録が残るはずとこのように思うわけですが。再度お聞きしますが、確認はとれますか。

○近藤証人 つくった記憶は定かではございません。

○下村委員 その検討委員会というのとは、全然別のその会議ですね。それで、そのこのファイルということ自体が、またこれ不思議なものだと思うんです。ですから、もう一度申しわけないですが記憶を戻していただいて、もし記録があるのであれば、また我々は記録請求をいたしますので、その記録があるかどうか、もう一度ちょっと確認をとりたいと思います。

○近藤証人 第1回のあり方検討委員会に向けて準備作業を進めて当然いきますので、委員をだれにするかとかありますので、その中の経過の中であればとは思いますが。

○下村委員 それは要求してあるそうでございますので結構です。私が感じているのは、非常にこの私的な会議であるとか、そういうところが公私の区別がはっきりしていないということがありまして、これも疑惑の一つとしてこの知事後援会幹部、はっきり申し上げますけれども、これが県政に非常に入り込んできたようなその歯どめのないような部分になっているのかなとこんなように思っております。これは私の意見です。

それで先ほど名刺をもらったと。それで住所が川中島であったということでございますが、このときに、両方ともという今発言を頂戴しました。両方ともということは、2枚とか3枚の名刺をもらったという判断でよろしいですか。

○近藤証人 名刺は1枚、「OJIN BOARDERS」でございます。住所が勤務地と自宅というふうになっておりますので、その2つが川中島ということでございます。

○下村委員 それは了解しました。このときの座長は知事後援会幹部が務められたということだと思いますけれども。先ほどの答弁では、主催者がだれかわからないということでございましたが、これはでは知事後援会幹部ということでよろしゅうございませうか。

○近藤証人 最初に座長的な役割をされたのは知事後援会幹部でございます。しかし招集したかどうかということについてはわかりません。

○下村委員 では招集の文書とかそういうのは存在しますか。

- 近藤証人 連絡をしたのは私ではございませんので、とにかく一緒に行くんだよということ  
でございますので。その部分については、前任と言いますか、引き続き長野モデルグループ  
が下水道あり方検討委員会をやるんだということで、仕事を持ってきているのが大月君で  
ございますので彼だと思えます。
- 下村委員 そこへ、先ほど来上田千秋さんという方が出席されたということになっておりま  
すが、この方とは面識はございましたか。
- 近藤証人 先ほどお答えしたかと思うんですが、その日に新井リゾート顧問という名刺を初  
めていただいて、知り合いになりました。
- 下村委員 そのときの印象でございますけれども、この下水道の処理に対して非常に造詣が  
深いとか、専門知識を持っているとか、そういう話題は出ましたか。
- 近藤証人 そのときにはそういうお話はなかったと思えますけれども、後に雇用する段階に  
おいて、履歴書を見る中ですごい方だなと。技術士1級だか何かをお持ちで、京都大学を出  
て、海外でも仕事された方だなということはその後知りました。
- 下村委員 これはあれですか、水処理とかそういう部分の資格でございますか。
- 近藤証人 いえ、その部分については、とりあえず技術士1級ということで知っています  
ので、水の専門家かどうかと言われますとちょっとわかりません。
- 下村委員 そのときの名刺はお持ちですか、上田さんの。
- 近藤証人 ここに限らずですけども、大体転勤してくるたびに、もうおつき合いにならな  
い方という名刺については処分していますし、上田千秋さんについては、1、2カ月あとに  
大月君の後ろに机を設けましたので、早い段階でもう名刺はいらないなという状態になっ  
たと思えます。
- 下村委員 水処理とか、非常に限られた業種だと思うんですね。それでその資格を持って  
いるというのが、持っている方が少ないというところでございますけれども。再度お聞きし  
ますけれども、これはではどういう資格であったか、確認はとれませんか。
- 近藤証人 資格については、確認いただければとれるんじゃないかと思うんですが。私かと  
言われても。
- 下村委員 わかりました。この「下水道公社改革案」というのが、平成14年11月25日付で書  
面があるわけですけども。これの話題はこのときには出ましたか。
- 近藤証人 先ほど申したと思うんですが、11月何日という書類については、私は今まで1度  
も見たことがございません。
- 下村委員 ですから、この会議に提示をされたようなことはございませんか。
- 近藤証人 見たことがないので、出ていないと思えます。

○下村委員 というのは、11月25日にこの文書がありまして、12月25日、1カ月後でございますけれども、今度はこれが、同じ文書が知事よりのということで文書が出ているんですが、それは御存知ないですか、12月25日「下水道改革の方向」。

○近藤証人 下水道課との調整をしるということで事務を引き継ぎましたので、その段階で見ました。

○下村委員 これ、11月25日に、いったんこの文書ができているということは、おそらくその会議にも提示をされたんじゃないかなとこのように思うわけです。それで12月、1カ月後に知事よりの、これは改革方向だということで文書が出ております。ということになりますと、おそらくそういう会議にこの11月25日付のこれが、おそらく提示されたことと思うわけですが、記憶にございませんか、再度お聞きします。

○近藤証人 あくまでも下水道に思う御自分の自己紹介と、どんな問題点があるかという意識を持って、全国的な下水道の課題について、あるいは自分の業績について、各人がフリーな御意見を述べ合っているという会議だったと思います。個別具体的なものについてはなかったというふうに思っております。

○下村委員 では、これ最後にさせていただきますけれども、その任意の会議に公務として出席をしたということになりますと、我々のとらえ方は、そういうところへ公務で会議に出ていたという判断でございますので、これも本来であれば公でなければならぬとこのように思うわけです。それで、この民間の任意の皆さん方が出ていたということでございますので、近藤証人のここは判断が公であったか、私的であったか、これを再度お聞きをして終わりたいと思います。

○近藤証人 民間の方と言いますか、幅広く御意見を聞きに出張することについては公務という認識でございますので、会議が私的なものであっても、その会議に出て御意見を聞いて歩くことについては何ら問題がないというふうに認識します。

○鈴木委員 大分お疲れのようですし、私も時間がないから。できるだけ個別具体的なことは全部視聴しバックデータで調べてあります。ですから率直に証言してください。いろいろ先ほど来お伺いしていると、今回のこの事件の問題は、特定個人の、いわゆる知事後援会幹部が県庁内を出入りし、自分の事業を営んでいる下水道事業に関し、ある一定の方向づけを持っていくように、結論からすると行政をゆがめたということなんです。そこにあなたがどの程度関与しているかどうかということをお聞きします。

今まで、政策秘書室に籍を置いておられるときに、都合何回、庁内、庁外問わず、知事後援会幹部とお行き会いしましたか。

○近藤証人 いろいろな場合も含めてということであれば相当数でありますので、両手では足



りないと思います。

○鈴木委員 ひざを交えて、余人をまじえず会話を交わした、あるいはいろいろな複数の会合の席でもあいさつを交わした。それからあなたが政策秘書室に籍を置いているときに、フリーパスでお見えになって、先ほどお話ありましたようにお茶やコーヒーの接待、いわばお相手もしたこともあるということを含めて、両手では足りないという回数ですね。その前提は何かというと、あなたが冒頭、先ほど発言されましたように、田中知事の選挙のときに無償のボランティアで大変御苦労いただいて、いわば公平無私で、何ら対価請求を求めない人なんだという崇高な使命と、そういう人間性を評価したという大前提から、公私を超えたつき合いが始まったというふうに、私は認識してよろしいですか。

○近藤証人 立派な方だという認識はございますけれども、私(し)はないです。

○鈴木委員 その辺はでは別にして、ちょっと時間も限られていますから。総務委員会で記録文書の関係で論議された資料、他の委員は承知していると思いますが。改めて確認の意味で、あなたがかかわっているということでお聞きいたしますが、平成15年4月16日会議記録、これは下水道公社が作成しています。平成15年4月16日水曜日会議記録、平成15年4月17日会議記録、下水道課作成、平成15年4月23日会議記録、下水道課作成、平成15年5月20日会議記録、とりあえずこの5回の会議にはあなたは出席していらっしゃいますか。

○近藤証人 あとから取材等、マスコミ等の取材を受けたりする中で、私、見せられたペーパーの記憶の範囲内で言いますけど、4月16日は下水道課と知事後援会幹部の話し合いだと思いますけれども、それには私と羽生君。それから4月17日については、それについては大月さんはいらっしゃいますかと公社の田中専務理事と小林理事が来て、そのあと知事後援会幹部が来て、それで一緒に呼ばれて話を聞いていると思います。4月23日というのはわかりません。それで5月20日というのは、下水道課長と知事後援会幹部と私の3人で会ったことだと思うんですけども、これについて、16日、17日、20日については会っております。

○鈴木委員 今、確認されたのは、16日、17日、5月20日ですか。これそれぞれどなたが招集されたんでしょうか、あなたではないんですか。

○近藤証人 4月16日のものにつきましては、3月下旬か、4月上旬にかけて知事後援会幹部の方から、新しい体制になるので下水道課と話がしたいというお話がありました。ですので、ただ相手方の気持ちもありますよという、会いたくないと言えばそれでいいですかと言ったら、それは構わないということで、4月上旬に田附課長のところに行って、田附課長と技術専門幹か課長補佐がいるときに、こういうお話がありますけれども、嫌ならいいけれどもどうですかという話は私がいたしました。そうしてきたところがお会いしたいということなんで、人数等は自分たちで決めてありますというお話で、場所等につきましては管理

係の方で用意していただいて、下水道課の管理係で用意していただいてあります。

4月17日の部分については、先ほども申しましたけれども、田中専務理事と小林理事が大月君のところに来て、そして大月君のところへ行けと言われたということで、大月君は不在だったので、ではそこに座っておいてくれということで座って、それで大月君に話をしたら大月君も知らないような顔をしておりました。その後知事後援会幹部が遅れて来て、それで応接室に入っていかれました、そのあとというか、入っていくときに大月さんと近藤さんもということで中に入りました。

5月20日については、これ記憶は定かではないんだけど、いずれにしろ私が調整したと思います。

○鈴木委員 例えば4月17日の会合はあなたも承知していらっしゃるけれども、17日は承知しておりませんか。17日。そのときの招集したときの多分この出席者の、どういう招集かという、またこれ後ほどいろいろな論議が出てくるとは思いますが、まず確認させていただきます。あなたは有識者のいろいろな考えを聞こうということで声をかけていたんじゃないですか。

○近藤証人 下水道課の部分ですか。下水道課の部分については、そういうニュアンスだったと思います。

○鈴木委員 私は今、いろいろな各委員からのあなたに対する尋問等をお聞きして、非常に近藤さんという人は素直なまっすぐな人だなとそれはよくわかるんです。今、問われているのは、行政の組織上のきちんとした位置づけのない、全く部外の一特定個人、しかも一特定個人が、いわゆる田中知事の暗黙の黙認をいただいた。公式・非公式を問わず庁内から、庁外から見た、だれが見ても知事に一番近いと思われる方が、当該事業者であるというイコールなんですね。その方が民間の有識者である県下の下水道行政に精通している、下水道公社の改革についていろいろな御意見を持っているというインフォーマルな方が、いわば公認のパブリックな、公認の立場をあなた方が与えてしまったと。それによって県の下水道行政が非常にいびつな状況になってきていると。結果的にですよ。ということを私は申し上げているわけなんです。

昨日、一昨日と、直接下水道事業に携わっている公社の皆さん、現課の下水道課の皆さんの方から知事に対し、長野県内の下水道事業の現況とか、課題等について御質問もなかったと。あるいは逆に説明する機会もなかったということを知っています。あなたは下水道課の職員からヒアリングを受けて、自分なりに学ばせていただいたというのもしきり発言をなさいました。下水道課のどこのどなたの職員と、どのような場所で長野県の下水道の状況をあなたは把握されたんですか。

○近藤証人 主には田中技術専門幹だと思っておりますが、最初、私の方からお話を聞きに行ったこともありますし、資料等を持ってきてくださいということで、私のところに来ていただいたりしたこともあります。田中技術専門幹以外の方もお見えになっていますというか、資料を届けていただいております。

○鈴木委員 そうすると、田中技術専門幹あるいは下水道課に籍を置いた職員から概況説明を受けたということだと思えますね。そうすると、ある程度共通の認識、ある程度同じような県下の下水道事業に対する実態というものを、私は把握されていると思うんですが。その点、田中技術専門幹とあなたとは見解の相違とか、大きな認識の違いというのはありましたか。あったというのは、あなたは何をもとにして田中技術専門幹に対して、長年下水道行政に携わってきた彼に対して、私はこう思うんだけどこの辺がおかしいというのは、どういう部分をあなたはバックグラウンドにして指摘することができたんですか。

○近藤証人 知事の方から、いわゆるこの方向でというものが出された。それでそれについての回答が出されたという中で、その回答についてどうなのかなど。ですから改革の方向性が出されたという方向性の中でもって、下水道課がつくられた回答について、もう少しできないかということで見えていったということでございます。

○鈴木委員 知事の方から出された改革の基本方針、いわばバイブルです、あなた方から見れば、知事はその改革の方針を自分で一筆したためて、自分の言葉で、自分の理念で書面にあらわしたとあなたは思っているんですか。知事は一切そういうものを、ではどなたからそれを受けていると思うんですか、あなたは、その辺はいかがですか。

○小林委員長 鈴木委員に申し上げます。もう一度今のことを御説明ください。

○鈴木委員 改めて確認しますね。知事から下水道事業の改革の方針が示された。その方針に対して、先ほどの田中技術専門幹とか下水道課の他の職員といろいろ意見交換したり、概況説明をしていく中で、知事の基本方針に対して損なうものに対して、あなたの立場で、政策秘書室の下水道事業担当という立場で、これは違うんですかという意見の対立も、あるいは考え方の違いもありましたということをお先ほど申し上げました。それに対して私は、では田中知事はその下水道という特定事業の改革、下水道公社の改革について、私は、知事がみずから筆をとって、みずからの考え、みずからの状況を把握した中で、その方針を示してあなたにこの方向でやりなさいと。この方向で下水道課と折衝しなさいということになったのかどうなのかというのは、いささか疑問ですよということを申し上げているんです。では知事から直接そういう指示があったんですね。

○近藤証人 先ほど申しましたけれども、1月に下水道課の方から回答が出て、それを調整するという中で、大月君から引き継いで私の方になったので、知事から直接的な指示は受けてお

りません。

○鈴木委員 一つのもうレールの上を走り出した中で、直接知事から指示を受けていないと。いないけれども、これ「形影相添う(けいえいあいそう)」という言葉があるけれども、常に影のように形のように日の当たるように、特定の知事後援会幹部がこの下水道改革に、距離の遠近感や濃淡はあっても、常にあなたと一緒に歩調を合わせて、レールを二人三脚で走ってきたとそういうふうに見えますが、間違いはないですか。

○近藤証人 先ほど申しましたけれども、御自分で入札されなければ、私は改革の方向だったと思っております。

○鈴木委員 よくわかりました。まさしく長野県の下水道行政の、しかも何か特命でさっき3つ、政策秘書室に行くときに、多選条例の問題とグリーンホイッスルの問題と、それと下水道事業にかかわる改革、この3つを政策秘書室であなたの重要な職務として担われたと、先ほど申されましたね。その中の下水道事業に関し、田中知事の一番の支持者でもあり、また田中知事が一番信頼を置いている下水道事業者である知事後援会幹部と、公式・非公式問わず、あるいは庁内の会議の中で、有識者ということで、あなた自身が知事後援会幹部を招き、意見をお聞きし、下水道事業の方向を決めてこられたと。ただし残念なことに、結果的に、たとえば悪いんですが、行司がまわしを締めて土俵に上がって、自分の事業に仕事を落札してしまったということに対して、非常に残念な思いであるということですね。間違いありませんか。

○近藤証人 最後の部分はそうですけれども、前段のところについてももう一度御説明お願いしたいと思います。

○鈴木委員 あなた自身は、非常に無償のボランティアで田中知事を支え、熱心に活動された方。その方がしかも下水道事業に対する高い見識を持っておられたと。そして多面的な角度からの、いろいろな意見や提言を評価しつつ、二人三脚とともに長野県の下水道事業改革に携わってこられたと。そしてたまたまその知事後援会幹部が、何ら県の行政上の執行にある、行政の立場ではないにもかかわらず、県の職員をまじえた会合等にも、ただ唯一、1人民間人として参画している機会や会合をあなたが持ってこられたというのが前段の部分です。

○近藤証人 確かに誤解を招いた行為については反省すべきだと思います。

○鈴木委員 これからも非常に前途を期待されるあなたの立場だし、長い人生ですから、これはあなたに言うよりも、「季下に冠をたださず、瓜田にくつをいれず」ということを申し添えて、私の尋問を終わります。

○林委員 あなたは先ほど委員の尋問に対して、知事後援会幹部との関係について、一業者としての働き掛けは好ましくないが、内部からの改革の提案者として受けとめていたというよ

うに証言されました。また、その業者が落札したことについて非常に残念に思うとも言われました。そこでいくつかお伺いしたいと思うんですけれども。平成14年11月28日、松本合同庁舎で初めて知事後援会幹部にお会いして以来、足繁く政策秘書室にも彼が出入りされていたと言われましたけれども、知事後援会幹部の下水道改革に対する持論について、どのように受けとめておられましたか。

○近藤証人 下水道公社でございますか。下水道公社改革については、大きくは2点、細部を入れれば3点だと思います。一つは技術支援料と市町村からいただいているお金について説明が難しい部分もあったり、管理責任との関係があたりとかするので、技術支援料についてはできるだけ軽くする方向にすべきというのが1点。2点目については、県内業者にできる維持管理業務については、県内業者にできるように順次変えていくべきだというのが2点です。1点目の技術支援料にかかわって、当然収入がなくなるわけですから、組織を身軽にしていくということだと思います。将来的には、自分のところと言いますか、技術支援料等払わなくても市町村が維持管理できるようなそういう能力と言いますか、技術力を持っていくのがベターだということだと思います。

○林委員 そうした改革の方向というのは、市町村も望んでいることですし、また県議会としてもそういった提言あるいは意見書の採択などしてきたという経過がございます。そこで、知事への改革の提言については、最終だれがまとめたのかということと、知事後援会幹部が多大な影響を与えたのか、あるいは一つの意見として参考にされたのか、その点についてお聞きします。

○近藤証人 まとめたのは私のところでまとめました。知事後援会幹部からのものについては、御意見なり、あるいはいろいろお聞きと言いますか、どう考えるかというようなことは話題の中で出たかと思えますけれども、それはあくまでも参考で聞いたということであって、作成する段階で、この文書で、直接的な言い方ですけれども、これでいいのかとか、どうなのかということで、彼に見せたことはありません。

○林委員 一参考意見として聞いたと、よくわかりました。それから、先ほどあなたは、改革は素晴らしいものだと言った一方で、元幹部の会社が受注したことは残念だと言われました。こうした元幹部の会社が受注したことが、改革を阻害するのだというふうにお考えでしょうか。

○近藤証人 先ほど鈴木委員から御指摘いただきましたが、「季下に冠をたださず」という言葉どおりに、もし改革であるならば、みずからの利益と思われるようなことはすべきでないというふうに思います。それで、またそれだけの生活ができるというふうに言っていたわけでございますので、私はそれも信じておりましたので、そうであるならばこそ、余計に入札は

すべきではないと思います。

○林委員 それでは最後に1点お伺いします。知事後援会幹部が受注したことは、結果として田中知事が最も嫌う利益誘導と思われるような、みずからが受注する結果になったわけですが、一業者として利害関係にある知事後援会幹部が出入りしたということについて、最終的にそうした事態に至るということは、近藤証人は予測し得なかったですか、その点を聞いて終わります。

○近藤証人 わきが甘かった、ガードが甘かったと、そういうことでございます。そういうふうにならないことが一番だったと思います。

○小池委員 それでは何点が伺いたいと思います。ただいま林議員の方から質問がありまして、県政の改革ということで、下水道改革ということでやってきていたんだが、知事後援会幹部がみずから利益を得るような行動に出て残念だったということをおっしゃられましたが、実はこの15年の入札だけではないわけですね。平成17年においても入札で受注をしているわけですから、何年間にもわたってこれからやっているわけです。ですから、ただいま近藤証人が言われたような瞬間的な話ではないんですよ。それから何年間にもわたって長野県政はこの状況を続けているのです。ですからちょっと、今、近藤証人が言われた認識とは違うんです。これは恒常化しているんですね、もう既に。ところがこの何年かにわたって長野県政におきましては、これを排除するようなことをやっていないと、非常に残念な状況、認めているんです。そういった状況をもう何年間も長野県のこの下水道行政は認めているんですよ。だから私たちは非常に残念だと思っているわけでございます。

そういう中で伺いたいんですが、15年2月14日、土木部長と知事後援会幹部が会ったということですね。この前段で知事が土木部長に、知事後援会幹部に相談するといよいよということと言われたと。これはほかの方々、証人の方々からもそういった事実はお聞きしております、事実だと思います。そういう中で、近藤証人が土木部長と知事後援会幹部との間に立って話をする立場になっておるわけですね。これはだれから言われてこういうことになっているんですか。伺いたいと思います。

○近藤証人 だれから言われたと言いますか、そういうふうに自然になっていったということです。

○小池委員 自然になったということは、近藤証人御本人の判断ということによろしいですか。

○近藤証人 報告はしておりますけれども、本人の判断でございます。

○小池委員 そうしますと、県政の下水道行政のトップである土木部長と、一民間人である、知事の後援会の幹部である知事後援会幹部との橋渡しを、近藤さんは御本人の判断としてやったとそういうことによろしいですか。

- 近藤証人 小市部長には知事後援会幹部が会いたいと言っていると。部長どうですかということで、橋渡しをしたということでもありますので、会う、会わないということを私が言っているわけではありません。メッセージャーになったことは間違いございません。
- 小池委員 17日の件はどうでしょうか、その点について。
- 近藤証人 17日のことについては、逆に土木部の方から確認をしてくれということであったので、確認と言いますか、お知らせしてくれということであったので、それでお知らせしたということでございます。
- 小池委員 お知らせじゃないんですね、確認をしているんだと思います。先ほどもお話の中に出てきましたように、随意契約についての確認をするということです。お知らせではないと思います。ちょっとその点をもう一度、内容をはっきりと伺いたいと思います。
- 近藤証人 竹内委員のときにもお話いたしましたけれども、その14日のあとの2項目の部分の、先ほど資料を見せていただいたんですけど、小市部長の方から確認をしてくれと言われたのは、期限3年が切れたものがあるのでそれについてどうでしょうか、新しく1年間でやるということかなというその確認をしたということでございます。
- 小池委員 その1年間でやるかなということの内容を伺いたいと思います。その言葉どおりのことなんですか。どうするというような確認というんですから、何か具体的な内容があったんじゃないですか、その点を伺いたいと思います。
- 近藤証人 3年だか5年だかの契約のものが今年切れてしまうと。やればまた3年から5年先になってしまうんだけど、とりあえず1年間だけという条件で入札したいと思うけれどもそれでどうかということを確認してくれというふうに言われた理解でございます。
- 小池委員 そうしますとやはり確認なんですね、連絡じゃなくて。1年間の入札だけでいいかということ、今言われたことはそういうことですよ。1年間の入札だけでいいかという確認を知事後援会幹部にしたということで、今、聞いたんです。ということは、県の行政の決定事項、これは入札案件ですよ。改革案件ではないですね。入札案件を、知事後援会幹部が、入札方法まで決定しているというんです。それを、土木部長を通して近藤証人が知事後援会幹部に確認をしたということだと思います。そういうことですね。
- 近藤証人 申しわけございません、部長が、確認の要素も強いんだけど連絡、お知らせという要素もあるんですけども。今年切れてしまうものについて、こういうことでやるということで悩んでいるというか、知事後援会幹部にお知らせなり確認なのか、そこら辺のニュアンスはありますけれども、私の方でしてくれないかというか、仲介しろという話でもって部長の方から来たものですから、私が部長に、それは部長が判断することでございますという判断ではその当時私はなかったです。

- 小池委員 そうしますと、近藤証人はそのあと知事後援会幹部と話をしたわけですね、確認をしたわけですね。
- 近藤証人 先ほどもお話ししましたが、大月君か私かどちらかわからないけれども、いずれかの形でもって、こういうことでしょうかというアポイントをとりました。その結果を私が土木部長には報告はいたしました。
- 小池委員 その報告した内容ですね、具体的にどういうふうに報告したのか、お知らせください。
- 近藤証人 何らかのメモの形でもって、来年はこれこれこうだというメモをつくったと思います。
- 小池委員 メモを渡したということですね、その内容をお知らせください。
- 近藤証人 来年1年間に限っての入札とするというような中身だったと思います。
- 小池委員 来年1年に限って入札をするということですね。ということは、いずれにしても知事後援会幹部に確認したのは、土木部長に言われて政策秘書室の近藤さんあるいは大月さんが、県の入札の仕方を知事後援会幹部に確認して、それを土木部長に報告しているということによろしいですね。
- 近藤証人 はい、それはそういうことです。
- 柳田委員 大変長時間にわたり大変御苦勞様でございます。引き続きお願いをしたいというふうに思います。先ほど、忘れないうちにお聞きしておきたいんですが、平成15年4月17日、16日に引き続いての会議であったわけでございますけれども、この会議の出席者を大変恐縮ですがもう一度教えていただきたいと思いますが、お願いいたします。
- 近藤証人 先ほど、もうとにかく順序がわからなくなっているんですけども、17日が下水道課です。それで、西庁舎303号、9時から10時までの予定というふうに手帳に書いてありますけれども、それで、出席者は下水道課の田附課長、それから技術専門幹、もう1人が事務方の課長補佐だったのか、流域の課長補佐だったのか、そこら辺のところは、私、職員同士で横にいましたので見ていませんけれども、下水道課3名です。知事後援会幹部、経営戦略局は私と羽生主査です。
- 柳田委員 先ほど、私の聞き間違いかもしれませんが、公社の方はお入りになっていたやに証言されたように記憶しているのですが、いかがでしょうか。
- 近藤証人 申しわけございません、日付がさっき質問に答えたのと違っておまして、16日が公社のみです。17日は下水道課のみです。
- 柳田委員 わかりました、結構でございます。それでは最初、大月氏と近藤証人との役割分担をお聞きしたいと思いますが、どういうことを、それはおそらく私の役割としてやったん



だと思えますというような表現がありますので、どういう分割をしていたのか教えていただきたいと思えます。

○近藤証人 平成14年度異動したときには、大月君は私の高校時代の同級生でございます。それで大月君、大月君って言うんですけれども。平成14年度のときは、彼は秘書課のころからずっと政策秘書をやっておりまして、異動したときには彼が長野モデルグループの企画員、係長という職名はございませんけれども、彼が係長の役割をしておりました。私があるときに主査ということで、係員で異動しております。

14年度の役割につきましては、政策秘書室というのはあくまでも遊軍で、知事のところに対してこうモザイクのように動いているもので、きちんとした三角形ではございませんけれども。大月君は複数の案件、係員3人にもものについては必ずかかわっていくという立場ではあります。平成15年からは、彼は政策チームですか、その当時。政策チームのチームリーダーということになりまして、私は長野モデル推進担当だったか、長野モデルグループだったか、その企画員ということで、あと年度当初には係員の主査と主任のもとでありました。いずれにしても、そのときも今度は、少し上の立場のモザイクになりますけれども、彼がすべてにかかわりながらやっていくということでございます。

今回の案件については、下水道公社の入札関係につきましては、下水道課との折衝等については私でございます。知事への報告等については、彼が私どもの長野モデルグループ等の案件をすべて持っていきますので、そのときに違う案件では、特に説明を要するようなものについても私は行きますけれども、知事も時間がないので、バーッと説明するのは彼が責任を持ってやっていただいていたということでございます。

○柳田委員 問題となっている平成14年12月25日から年度末まで、さまざまなことが悲喜こもごもあったわけでございますけれども。最初にお聞きさせていただきたいのは、1月21日でございますけれども、知事に検討結果を渡しに行くわけですね。土木部長から田中知事に検討結果を渡すと。そのときに大月さんにも渡すようにと知事はおっしゃるわけです。その大月さんに渡されたんでしょう、おそらく。しかし担当は近藤さんであったということは、今もよくわかるんですけれども、知事との接触に関しては大月さんが主にやっていて、下水道課とは近藤証人がやられていたとなった場合には、近藤証人は、このときに知事に渡された文書を、大月さんを通して渡されましたか。

○近藤証人 本物かどうかはわかりませんが、文書は私があれしました。それで下水道課の方も当初大月君が担当だというふうに思っていたようで、それで、私もそのころになって、予算編成等で忙しいのでやってくれよということで、私が下の方の折衝をするようになりました。

- 柳田委員 ということは、今のお話、本当かどうかわからないけれども、公社がたたき台をつかって、下水道サイドでつくってきたものをごらんになった。そして1月21日と23日、近藤さんは、言ってみれば今まであまりよく知らなかったこのことを。だから猛勉強しなければいけない、そういうことで2日間猛勉強をするわけですね。下水道課の2人の技術者からいろいろなことを学ぶわけです。それについて、近藤氏は説明のために、知事への説明のためにこのレクチャーを受けていると私は理解しているんですが、そういう理解でいいですか。
- 近藤証人 知事へのレクチャーと言いますか、報告ですね。最終的にはOKになっていないわけですから、OKをとるためにやっていたということです。
- 柳田委員 1月23日の文書では、現在の状況では説明ができないのでというような表現もあります。結果的にこの内容を知事によく理解をしていただくために、近藤さんが一生懸命この下水道課の皆さんと勉強をして、それを知事に伝える。知事の理解が不足しているところは、下水道課の方を呼ぶまでもなく、近藤さんが説明できる部分は説明をしていく。こんな状況であったのかどうか、お聞かせいただきたいと思いますけれども。
- 近藤証人 政策調整的な要素がございますので、あくまでも現課の方でやっていただきますけれども、そのものをただ説明するための勉強をするわけではございません。この中身そのものについて、もう少し方向性なり何なりが出ているものに沿って、もう少しできないかとか、そういうことの目で検討して、それでもうこれしかできませんよという説明を加えていく。ただ、そういうふうにしてきたときに、相手方のあることですから、相手方にはこういうことだからもう少し、最初の案よりもう少し上にできるんじゃないですかということのキャッチボールを何回か繰り返しながら、このギャップを埋めていくという作業になります。
- 柳田委員 そして、近藤証人は21日と23日を最後に、29日まで基本的には先般の証人が出していた資料からは出ていらっしゃらなくなるわけですね。この間に、実際には29日に急転直下、知事の決裁文書が近藤さんから下水道サイドに渡されるわけでありましてけれども。このあたりの経緯として、知事と練っていったのか、この辺ちょっと重複するかもしれませんが、大変恐縮ですが。知事と練って、皆さんともいろいろ議論をする中で、そしてまた近藤証人がこの部分はどうかと、21日と23日下水道サイドにも打診をするわけですがけれども、そういった中で、知事とも議論を重ねてこの文書を近藤証人はおつくりになられたのかお聞きします。
- 近藤証人 先ほども申しましたけれども、キャッチボールをしながら、こういう案でどうですかというものをつくりました。つくったものについて、ほかの案件と一緒に説明してくださいということで大月君に渡しました。時期がいつになるのかわからないんですけども、23日に聞いて、そのころだと思います、つくったのは。ただ、話ができるかできないかとい

うのは、予算編成等の時期がありますので、結果としてOKになったというのがそのころです。ただ、やっていたときに、もう少しできないかという側面では、下水道課の方と非常に、最初は友好的でこのままお伝えすればいいというような感じであったんですけども、だんだんと、何と言いますか、友好関係ではなくなっていって、もっとやってくださいよという感じにはなっていっております。

○柳田委員 今のお話を印象として聞くと、29日のぎりぎりまでそういうふうにやったりとったりしながら、こうやっていくという姿を、印象を持つんですけども。実際にはこの記述の中には、23日を境に24日から29日の間は記述がないんですよ。これというのは、近藤証人も実際には何回も行って意見交換をし、あるいは知事にも、大月さんを通して意見調整をやったりとか、そういう役割をされていらっしゃるんじゃないんでしょうか、その時期。

○近藤証人 1回、2回というレベルではなくて何回も下水道課の方へ行って、資料をもらったりとかした経過はあると思います。29日に一応OKが出たんですけども、この方向でどうだということで大月君頼むよと渡したのが、28日なのか、29日なのか、あるいは24日なのかと、そこら辺のところはわかりません。ただ、一つ終わったかなというのは29日です。終わった安堵感があったことは確かでございます。

○柳田委員 ちょっと理解に苦しみます。29日のときに近藤さんはこれを示すわけですね。そうすると、見た瞬間に下水道サイドはかなりの衝撃を受けるわけですよ。近藤証人に対して、これ本当にやらなければだめなんですかと、これ変えられないんですかというお話するんですね。そうすると近藤さんは、知事の決裁事項でありますと、これは相当のことがない限り変更は無理ですということをお話になるんです。ということは、この内容に関しては、かなりの自信と相当な意を持っての内容をおつくりになっているはずなんです。そういう意味においては、このあたりで、直前までいろいろな人と意見交換をしたという認識はございませんか。

○近藤証人 ですから、厳しいやりとりをしたというふうには認識しております。下水道課の方は、当時はとにかくみんなできない、できない、今年はだめ、そういうスタンスでした。これではいけないので、もう少しできないかということでだんだん変わっていったんですね。29日にお伝えしているけれども、それでももらったからすぐ行ったと思います、これでということで、OKだという報をもらって。ただ、その期間が、つくってから決裁になるまでの間、それは気にはしなければいけないんですけども、ほかの案件もありますので。それなのでタイムラグが生じてしまった、間は土日が入っていますので。ということだというふうに思います。

○柳田委員 先ほど近藤証人のお話の中で、1月中は週に1回ぐらいかなと、知事後援会幹部

が出入りしていたのは、2月ぐらいになると週に頻繁に2度、3度と来るようになったとこうい話がありました。そのとき近藤証人は、さまざまなこの、実際には知事の決裁をとらなければいけない、それでもってそれを下水道課に渡さなければいけない。しかし1週間、2週間この中に、知事後援会幹部が2度、3度と1週間の中で来るわけです。この議論をしている間にもおいでになられた可能性は高いのではないかと私は思うんです。そのときに近藤証人が知事後援会幹部に対して、いろいろな相談をかけたり、あるいは議論をしたり、その文書をお渡しになったりとかそんな場面はなかったか、お聞かせいただきたいと思います。

○近藤証人 相談と言いますか、これどうですかと、この項目どうですかと、ペーパーを見ながらやったということは絶対にございません。ただ、例えばこれってどういうことですかと、ということで、えんきょ的に聞いて、これはこういうことじゃないんですかとか、こういう実態にありますよということは聞いた部分もあります。

○柳田委員 わかりました。そういうのは、御記憶の中で大分昔の話で恐縮ですけども、何回ぐらいあったか、御記憶の中にございますか。どんなものでしょう、あと電話で、後刻電話を受けたとか、あるいは電話でのやりとりもあったとか、そういったようなことはございませんでしたでしょうか。

○近藤証人 だから面談してやりとりは複数回あったと思います。電話はないです。

○柳田委員 今の時代でございます、メールというのはございましたでしょうか。

○近藤証人 ございません。

○柳田委員 わかりました。そういった意味で、物理的に全体のことを聞くのではなくて、部分部分に関して、このことがよくわからないんだけれども、あるいは御自身のいろいろな案をお持ちですから、それについて意見を求めたりとか、そんなことをされていたという理解でよろしいでしょうか。

○近藤証人 そのとおりでございます。

○柳田委員 わかりました。そして1月29日に知事の決裁を受けて、下水道サイドにお渡しをするわけです。そのとき衝撃を受ける、しかしながらも絶対に変えられないんだと。ほとんど、もう相当のことがない限り変えられませんかよという近藤証人のお話によって、そこで下水道公社そして下水道課は混乱をきわめていくわけです。それぞれの市町村に説得に当たっていくわけです。その中で罵声を浴びせられたり、さまざまなことがあるわけです。しかし近藤証人は改革のために、この改革、言ってみればこの機を逃せば1カ月後ではなくて1年先に行ってしまうと。そういう意味ではここは苦しくても踏ん張ってやるべきなんだと、こういう思いでいたのかもかもしれません。

そんな中で、その大変厳しい状況があったわけでございますけれども、2月14日にさまざま

まなことがあったけれども、結果的には公社そして下水道課も知事にお話に行くわけです。すごい反発があって大変難しいんですという話をするわけです。その間、おおむね2週間以上あるわけでございます。2週間以上の間に知事後援会幹部も4度、5度とこの政策秘書室においでになられたと思うんです。その中で、大変今厳しい状況なんだと。下水道改革、知事後援会幹部がいろいろな県内の業者に力をつけてもらおうじゃないかと、彼らにもチャンスを与えたらどうだと、こういう話をされているわけです。しかし、それが実際には目の前で厳しい抵抗にあってくるわけです。そしてそのときに、近藤氏も下水道課に対して活を入れていくわけです、何回も。これでだめ、改革を押し通すんだというふうにやっていくわけですね。そのときに、目の前にいる、自分と同じ方向を向いている知事後援会幹部に対して、相談とか、あるいは報告とかということはされなかったでしょうか。

○近藤証人 2月14日に小市部長とお会いするまでは、報告等はしてございません。

○柳田委員 この間、2週間以上あるわけですね。実際どういうことが行われているか、知事後援会幹部がわかっていたか否かはわかりません。ここにおいでになって、実際に聞いてみなければわからないわけなんですけれども。そういったときに、近藤証人から相談をしたことはないですというお話でした。コンタクトという言い方にしましょうか、メール、電話、一切のツールを使って意見交換をするような場面はございませんでしたでしょうか。教えていただきたいと思います。

○近藤証人 ございません。

○柳田委員 わかりました。そして2月14日の話をさせていただきたいと思います。知事は、知事後援会幹部という人は悪い人ではないんです、彼と相談してみてくださいと言われたのは、土木部長と下水道公社の専務理事であります。そのときに、知事は一言言ったんじゃないんですよ、そのときに。もう一つ前に言っているのは、検討すると言っているんです、知事は、検討すると言ったんですね。知事はどうやって検討されていたのか、この問題において政策秘書室の担当であった近藤さんは御存知であろうと思うんですけれども、知事はどういった検討をされたんでしょうか、2月14日以降。

○近藤証人 先ほど2月14日の部分で、土木部長が知事のところでレクをしていたということをご承知しておりませんでした。それで、一応そのところでも、小市部長と知事後援会幹部が会ったときに、それ以前に作成してこれしかないよと、今年を乗り切るにはとりあえず確認しておいていくしかない。この辺の資料だと2月14日ですか、その資料については先に渡してありましたので、それでこういう会議がございましたということについては、大月君の方から知事の方に報告してもらってあると思います。

○柳田委員 2月14日の知事の指示というのは御存知であってもなくてもいいんです。ただし、

知事が検討すると、近藤さんの知らないところで言ったんですね。しかし、検討するとなったら、検討をするんだと、始まるのだと思うんですよ。検討していた知事の様子はございませんでしたか。そのときに相談を受けられるというのが自然だと思うんですが。

○近藤証人 私とすれば、2月、その先ほど言った小市部長と知事後援会幹部が会って、こういう文書を見せたという報告を大月君にしました。それで終わっています。

○柳田委員 2月14日の午後には、午後1時から土木部長と知事後援会幹部が会談をします。そのときに近藤さんもいらっしゃいます。そのときには、既に知事決裁で近藤さんがずっと推し進めていたことと違う指示を、近藤さんのいらっしゃる前でなさるわけです。変わるわけです、そうですね。ということは、自分は、土木部長と知事後援会幹部が話をしている内容というのは、既に知事が1月29日出した決裁内容をあきらめた後の話し合いなんですよ。ということは、近藤証人はいつそのことを御存知になるんですか。知事が決裁をあきらめるという場面をいつ御存知になりましたか。

○近藤証人 知事があきらめたとか、そういうことではございません。まず2月7日に怒っていますよね。そのときに報告していて、それから2日ぐらいに間に、その2月14日という下水道公社の文書を大月君と2人でつくって、それでもって彼にお渡ししてあるわけです。決裁待ちの状況なんですね。だから結果的にこれでもってOKになったと言いますか、これは今年はやりませんよということですよ。だから許していただいたというか、今年はだめになりました、申しわけございませんということだと思うんですけども。

○柳田委員 おそれいります、私が理解をしていないのかもしれませんが、大変恐縮でございます。2月14日の朝に、その前の日から構えていらっしゃるんです。それでもって早朝に土木部長と田中専務理事が説明をするんですね。しかし知事は、指示はしなかったんです。しかし土木部長へ、知事後援会幹部に会って意見をいただき対応を決めるよう指示されるんです。このときに、ごらんになった早川さんがおっしゃられたのは、ああこれで助かったなというふうに思ったというふうにおっしゃっていましたよ。このときに、この知事の決裁というものが8月まで延びたんだなということで、すごくほっとされたという証言をされています。ということは、大きく長野県行政がかじを切ったのは、2月14日だと私は理解しているんです。近藤証人はずっとかじを切らないで来たんです。そして2月14日の朝の会談も知らないんですね。となると、2月14日の午後の会談というのは、かじが切られたあとなんですよ。その大きな変化というのはいつだれにお聞きになるんですか、近藤証人お願いします。

○近藤証人 先ほど御説明いたしましたけれども、「下水道公社について」というこのH15年2月14日というものについては、2月7日から1日、2日後に私の方で作成して、大月君の方に預けてあるんです。だからそのところで確認しなかったんですけど、知事のところにい

つか行こうというタイミングだったと思うんですよ。それで2月14日のときに、小市部長と会いたいという知事後援会幹部の話があって、それで小市さんのところへ行って、午後1時なら都合がいいということで午後1時に来ていただくようにしました。それで、そのときに一般的な話をされていたわけなんですけど、時期が時期なものでこの話になりました。この話になったときに、石坂委員にお答えしたんですけども、不用意にも、このペーパーを知事後援会幹部に渡す必要もなかったんですけども、こういうことで部長どうですかということで、政策秘書の担当とすれば、知事のところこんな感じでということで上げていますけど、部長この対応どうでしょうということで部長にその場でお話したんですけど、知事後援会幹部にこんなことやる必要はなかったというふうに反省しております。

○柳田委員 そうすると、近藤証人は自分自身もいろいろなペーパーをつくって提案をしている。その中において、会談がなかったわけだけれども、大きくかじが切られ始めたということは感じたのかもしれませんが。そのときに、近藤証人のお立場からすると、そうは言っても1月29日の文書に縛られているというやつで、これをやりたいという思いはお持ちだったと思うんですね、この日も、この時期も。いろいろな妥協案も出しながらもですね。そうなったときに、部長が知事後援会幹部といろいろ話をされる中で、実際にはどんなお話をされたか、御記憶にありますでしょうか。

○近藤証人 土木の技術職でもございませんので、細かいことについては記憶がないんですけども、一般的なお話をされていたと。話から入られて、それで最後の方に今回の件について、大変でしたというような話になっていったという記憶でございます。具体的に何を話していたかと言っても、一般的だったという何となくの記憶しかございません。

○柳田委員 これだけ緊密に連絡をとっていた近藤証人が、知事が2月14日の朝、この会談があるわけですけども、そのことは全く御存知なかったんでしょうか。

○近藤証人 だから下水道課と政策秘書室が常に連携しながら、あした知事レクがあるよとか、今こういう文書を出しているよということで、お互いに双方の情報を意思疎通しているかということでの御質問というか、御確認であるかと思うんですけども。友好的関係ではなくて敵対的な関係であったと思うんですよ。だからうちの方とすれば、今年もうできないよと。だけどこれは政策秘書サイドの話だよというのは、2月の、だから9日ごろになるんですか、それは出しています。本当にだめになるよというような話は、下水道課の方から2月5日か6日か、そのころに来ていますよね。けれどもそれを報告するという話は、私どものところにはございませんでした。

○柳田委員 ありがとうございます。この近藤さんが実際に2月14日に出されたこの文書、不用意にも知事後援会幹部にも渡してしまったという文書ですけども。すみません、重複

になるかもしれませんが、こういうのは知事に大月さんを通していろいろな形で意思確認というのはされていたのでしょうか。

○近藤証人 そうでございます。

○柳田委員 わかりました。このとき、知事後援会幹部という人が、実際に竹内委員もお話になりましたけれども、どなたかが連絡をして来たと考えるのが自然じゃないかなというふうに思うんです。しかし11時には来た、実際に来て目の前にいる。それで小市部長に会いたいと言った。そのときに、実際、小市さんのお立場からすると、知事に命令を出されている。知事後援会幹部に会ってくれよと言われている。ならば、そのとき会えばいいんだと思うんですけれども、そのとき会っていないんですね。2時間後になるんですけれども、その辺のときの状況、知事後援会幹部はどうされていたのか、なぜ小市部長は1時まで延ばすようなことになったのか、お聞きしたいと思います、知っていればお願いします。

○近藤証人 部長が、午前中は、だから来客とか会議の打ち合わせとかがあるので、午後ならいいですよという話で返されました。戻りまして、午後1時ということで返されました。午後1時でいいですかということでもって、知事後援会幹部にお話しました。それですので、1時間前にはお見えになりましたけれども、その間はどこかだと思います。

○柳田委員 わかりました。実際にこの2月9日でしょうか、実際に「下水道公社について」という形で近藤証人がおつくりになられるわけなんですけれども、「次の課題をH15年8月までに解決することを前提にして」というふうに書いてございますけれども、これは、この時期ね、8月という時期、あるいは随意契約という方向性、こういったものに関して、あるいは実際やりとりをしていく中で、流域の中においては、指名停止になっているということは御存知なかったのか、その記述はないんですけれども。8月であった理由と流域のことが特記して書いてないわけですね。だからあとになって知事後援会幹部に聞いてくれと言われるわけなんですけれども、そういうことに関してはどういう認識でいらっしゃいましたか。

○近藤証人 8月という時期については、ある程度の時期を持って検討をしていて、それで10月から予算編成作業等に入りますので、それ前には方針を出して周囲を固めて、それで予算編成等に間に合わせたいということで、大体何か検討して中間報告なり何なりというのは8月、9月だと思います。その意味で8月という、できれば8月ということを出ています。それから、先ほどの指名停止の部分については存じません。

○柳田委員 この2月14日のところで、その今の言った流域に関して指名停止のものがあるんだと、そのことに関しては、入札はどうするんだということを知事後援会幹部に確認してくれということを言われます。部長からはどういうふうに言われましたか、どういう方法で言われましたか。



- 近藤証人 先ほどどなたかにあれしたかと思うんですけども、1年限りでとりあえずやるよということでもって、来年はこのほかの部分と一緒に、切ってしまうよということでもやりたいけれどもどうかというお話があったんだというふうに覚えていますけれども。
- 柳田委員 何を覚えているんですか、言われたことを覚えていらっしゃるんですか。
- 近藤証人 ですから、土木部長からそういうふうに言われて、それで大月君か私かわからないけれども、そのところでそういう、先ほど報告かお知らせかという話がありますけれども、そういうことでいきたいと思えますという話をしました。
- 柳田委員 そのときに、私だろうというふうにお話になられる割には、何を質問されているかは了解していたわけですね。部長から大月さんであろうと御自身であろうと、言われていることは、前後の関係からしても、自分でも把握したんだろうというふうに思うんですね。実際には、知事後援会幹部からはこういった答えが返ってきたか記憶がございますか。
- 近藤証人 特にリアクションのない、そういうことでしょうかとそんなような感じだったと思いますけれども。
- 小林委員長 お疲れの御様子も見受けられますもので、5時40分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午後5時15分

再開時刻 午後5時45分

- 小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。
- 木下委員 近藤証人には本当に御苦勞様でございます。私は1点だけ確認させていただきたいと思うんですけども。先ほど来のお話の中で、土木部と知事後援会幹部との間に立って近藤証人が、これは土木部サイドの話ですと、近藤証人に確認をとってもらおうと、こういう気持ちでお話を聞いているように私どもは思うし、理解しているんです。ところが、その確認なのか、先ほど来おっしゃっていることが、どういうお立場でその話をされているかということを、明確にお話をいただければと思いますので、その点だけお願いしたいと思います。
- 近藤証人 土木部にとってみれば確認ということになると思うんですよ、立場の違いから言っても。それで、やはり政策秘書室なり秘書室職員ということになれば、ある程度の冠を背負わされているような感じになると思うんですが。私は知事後援会幹部がそれだけの権限を本来持っているものではないので、それはまるっきり確認をとってくれということを知らなくて、あとで言われるのが嫌だからということだと思うんですけども。だめだと言ったら、ではそれがどうなのということだと思うんですよ。いずれにしてもお伝えしたと、うんと言うか、行かないと言うかはそうだけれども、お伝えして済むことだと思えますので、確認では

なくて、あくまでも報告なり、伝達なりということになると思うんですが。そうかと言って報告、伝達ではない部分も、気持ちの中に私もないわけじゃありませんけれども、土木部の場合はあるのではないのかなということで、あえて私は確認というよりは報告なり、お伝えするなりという私の気持ちでしたけれども。

○木下委員 もう時間もかかりますので、お気持ちもわかりましたので、ある意味では確認ということもあると思うんですね。そういうことだけ確認させていただきまして、結構でございます。私の尋問は終わります。

○清水委員 どうも御苦勞様でございます。2点お聞きいたします。1点は、先ほど知事後援会幹部が政策秘書室の方にふらっと来られて、お茶の接待もされたというお話をされました。ほかの一般県民の方でそういう方は、当時、どなたかおられたか御記憶ないでしょうか。

○近藤証人 いらっしゃらないと思います。

○清水委員 ではもう1点お聞きします。先ほど鈴木委員と柳田委員がお聞きになったときに、御確認されたときに、ちょっと若干食い違いましたので、もう一回お聞きします。4月16、17日、平成15年のときでありますけれども、このとき知事後援会幹部が、下水道課の構成が変わったので会いたがっていたと。そこで4月16日セットをして、下水道公社の方ですね、下水道公社の方で変わったのでセットをしてお会いになった。先ほどの先の話では、17日は逆に下水道公社の皆さんが政策秘書室に来て、待っておられたら、そこへ遅れて知事後援会幹部がやって来られたとこういふふうにおっしゃっていましたが、この事実関係だけで結構です、お願いいたします。

○近藤証人 事実関係と言いますか、日にちの分で私も1回間違えて言ったかと思うんですが、4月16日は下水道公社でございます。4月17日は下水道課でございます。それ以外については委員御指摘のとおりでございます。

○清水委員 会いたがっていた知事後援会幹部が遅れてきたということが、16日ですけども、よろしいですか、それでもう終わりにします。

○近藤証人 話し合いをいかがですか言ったのは下水道課で、これについては遅れてきていません。公社の方について、私ども知らないうちに来られて、待合テーブルにいらしたんですけど、そのときに指定された時間がいつだったのかわからないんですけども、いずれにしる、公社の田中専務、理事長になつていますか、今。と小林理事ですか、そのお方が先に来て、15分、20分という単位でお待ちになっていたということでございます。

○毛利委員 それでは、私の方から1点だけ御確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

県行政を遂行する上で、一県民の提案であっても、また一事業者の提案であっても率直に

耳を傾け、もしくは話をお聞きするということがあっても、それは重要で必要なことだと私は思いますが。たまたま今度の知事後援会幹部の件に関しては、改革の提案者であっても、この扱いについては、結果として、普通の県民であれば、政策秘書室に担当の課を呼んでそこで話を聞いていただくということはありません。一般的には、課に行っているいろいろな話をさせていただくケースが多いと思うんですけども。先ほど来、証人は何回かおっしゃられておりますが、うかつであった、わきが甘かった、反省をしているというふうにおっしゃっておりますけれども。結果として特別扱いだったということ、そしてまた二度と県行政としてあってはならないことだったということで、この一連の、きょうのやりとりの中を伺って受けとめさせていただいていいのかどうかという点ですが、1点だけです。

○近藤証人 特別扱いで不適切な対応だったということでございます。

○宮澤（宗）委員 2月17日、先ほど部長が政策秘書室の近藤さんに知事後援会幹部に確認をお願い、確認と言いますか、言い回しはいろいろありますけれども、お願いをした。このときには、部長から何か指示があったのか、メモらしきものと言いますか、何か書類らしきもの、そういった記録をしたものはございますか。あるいは近藤さんの方として、会話をされたような形でメモをとったようなものはございますか。

○近藤証人 部長さんの方からは書類等はないと思います。私の方は、最後でいくらか整理したようなものをつくったような記憶はございますけれども、どんな中身だったかというのは、そこまではちょっと思い出せません。

○宮澤（宗）委員 もしか私的なもののメモかもしれませんが、探していただければどこかにある可能性はございますか。

○近藤証人 政策秘書室を出てくるときに、基本的な文書については引き継いできてございます。課サーバーと言われるものがありますので、そのところに保存してあればありますけれども。私は、書類というものについては庁外に持ち込むべきではないという思いもありますので、大体転勤していくときには、日の目を見なかったようなものについては、日の目を見なかったというか、起案段階でやっていて成案にならなかったようなものとか、単純なメモみたいなものについては、自分のパソコンから消去してありますので、あるとすれば課サーバーだと思います。

○宮澤（宗）委員 わかりました。それは今、政策秘書室はどこが管理をされておりますか。

○近藤証人 政策促進チームになっていると思います。

○宮澤（宗）委員 2月17日に近藤さんが知事後援会幹部とお会いになったとき、何か会話は交わされましたか。

○近藤証人 このときに確認してくれと部長から言われて、記録は私がつくったような気はし

ますけれども、確認行為は、私がしたのか大月君がしたのか、うーんという、そういう感じでございます。

○宮澤（宗）委員 いずれにしても、近藤さんはこの日には、知事後援会幹部とはお会いになっているということによろしいですね。

○近藤証人 17日ですよ、17日については定かではありません。

○宮澤（宗）委員 わかりました、結構です。それで、近藤証人は事務職だということで、下水道のことはあまり知らなかったと。それぞれ専門幹等からいろいろお聞きをしながら、あるいは公社の方からお聞きをしながら、または知事後援会幹部からお聞きをしながら、いろいろと知識を得ていったとこういうことでございますが。短い間の中で、いろいろな改革の方向を理解されてやってきたわけですが。

大変、私もこの2日間、昨日と一昨日ですが、担当の皆さん、大変下水道課にも公社にも長くいて技術的に尽くされてきた皆さん、今までの方向を大きく転換をするということで、当初知事から提案をされたときから、大変無理だったなという思いはあった。ただし、そういう思いはありながらも一生懸命知事の命令に従わざるを得ないということで、市町村を駆けめぐり、そしてまたおわびもして歩いた。そういう中で、矢澤元課長は、田中理事長等とも一緒に歩いて、専務理事さんですがね、大変よくやってくれた、汗をかいたという思い、それから専務理事さんも、そこへ行くときには何もなかったけれども、今になれば裏切られたというか、大変悲しい思いをしたということをおっしゃっていましたが。近藤証人は、この矢澤課長について、どこかの係長のメールによって、ふんぞりかえっていたとか、説明ができなかったということで、ハードルをどんどん高めてきたとこういうことですが。この1通のメールだけでそういう判断をされるのではなくて、直接技術のことや現場の状況や、それから今までのあり方というようなものは、矢澤氏とはお話をなさらなかったんでしょうか。

○近藤証人 1月の段階では、田中技術専門幹とやりとりしておりました。それで、課長さんおかしいじゃないですかというのは、私、目上の者に対してきつい口の言い方をしましたけれども、ただ、そういう話があって、そのことに対してはいわゆる私は同意できないけれども知事が言っているからと、そういう言い方はおかしいんじゃないのかと。その部分については、ひどく頭にきましたけれども。ただ、1月の下旬からずっと回っていただいて、それで大変な提案だったんですけども、そのあと2月17日以降、小市部長以下、また再度頭を下げていただいたということに関しては、大変御迷惑をおかけしたと、申しわけなかったと、ありがとうございましたという思いでございます。

○倉田委員 御苦労様でございます。もう大変お疲れでございますので、ポイントだけ尋問さ

せていただいて、よろしくお願いいたしたいと思います。

やはりそういう点では、後援会幹部がかかわったという具体的な事象が出てくるのは、いろいろな1週間に何回も来たときもあったけれども、2月14日と2月17日というのは具体的にかかわった、私は内容だと思うんですね。そこの辺について言うと、近藤証人の2月14日の証言は、午後1時から小市部長と知事後援会幹部と会って、そして決定される内容を土木部長に見せながら、片方でも知事後援会幹部も見せてしまったと。それはちょっと配慮が足りなかったなとおっしゃったけれども。そのことがまず1点。

そして2月17日は、これは言ってみれば、近藤証人がみずからやったんじゃなくて、土木部長のメッセンジャー・ボーイ的な要素で知事後援会幹部に報告したと、確認をしたと。ただ、さっき宮澤委員の質問に対しては、知事後援会幹部に確認したのは、私か大月さんかよく覚えていないと。たださっきの小池委員の答弁だったですか、確認をした結果を土木部長に伝えたのは私ですとこういうふうにおっしゃいましたよね。

そういう点で言うと、2月14日の配慮が足りなかったということは、ある意味では知事後援会幹部が、そういう点ではいわゆる土木行政で下水道行政を決める責任者である土木部長に、同席をした中でやっぱり文書を見せたということは、ある意味では働き掛けに通じるという思いがあったから配慮が足りなかったというふうに判断されているのかどうかということが1点。

それからもう1点は、確認した内容は土木部長に伝えたということは、役割分担でいうと大月さんが知事に報告するということと、それから下水道課について言えば、具体的な対応は近藤証人がやるということなんですけれども、結果的には後ろの方だけはしっかり覚えていられて、確認はしたと、確認した結果を土木部長に伝えたということでございますので、もう一回、まず働き掛けが2つとも、やっぱり一つの働き掛けの現象ではなかったかということはどう認識されているかということと、それからもう1点は、確認した内容を土木部長に伝えたということを、もう一度だけ正確にお答えをいただきたいと思います。以上です。

○近藤証人 2月14日の部分については、不適切だったというふうに思っております。権限のない方に、まだ報告も結果もできていないものを見せたものはいかななものかと、いけなかったという認識でございます。

2月17日のことにつきましては、本当に報告したことは覚えてはいますが、どういう感じでやったのかというものは、その当時、先ほどから言っていますが、よく来ているので、大月君でも僕でも、どちらでも対応できる状態であったことは間違いないんです。ですので、どっちなのかなとそういうことで、ここのところについては、定かではございません。

○倉田委員 もう1点だけこの問題で確認しますと。先ほど、覚えていないけれども、知事後

援会幹部がそれでいいだろうというようなことをおっしゃったところまではお話になりましたよね。そういう点で言うと、さっきは、平成15年度、言ってみればもう切れてしまうのがあるから、それを言ってみれば1年契約にすると。こういうことを知事後援会幹部に確認したということを土木部長に伝えたと、こういうことでよろしいですか。

○近藤証人 私が小市部長から頼まれたという記憶があるものについては、先ほどの3年なり5年なりが切れたものでございます。それでいいだろう、そうかなというのは、だから自分で聞いたのか、そういうふうに、彼がそういうふうに言っていたというのを聞いて、そう言ったということでございますので、そういうことです。

○倉田委員 そうすると、4流域については県内業者2社の下請を入札条件にするという話は、小市土木部長からは聞いていないということでもよろしいですね。

○近藤証人 そういう記憶でございます。

○倉田委員 わかりました。いずれにしてもそういう点では、おとといからずっとやってきた中で言えば、ある意味では働き掛けというものが明確になってきたという現象が、きょうの近藤証人の御証言でも明らかになったわけでもございまして。心から、そういう点では一歩前進だなと思います。

最後に証人にお聞きしますけれども、この尋問の前に、百条委員会について、知事部局の関係者から何らかの、証言に対して、相談なり、確認なり、指示はございませんでしたか。

○近藤証人 人事課に提出、守秘義務の関係ですね、について届け出る、議会の証人の写しをつけてということで、一応こういうことですよというペーパーにつきまして、向こうの説明では、全員にお配りしていますというものについて受けましたけれども、それ以外のものについては何もございません。

○小林委員長 以上で本日の近藤眞証人に対する尋問は終了をいたしました。近藤眞証人には長時間まことにありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。御自愛ください。御苦労様でした。

[ 近藤証人 退室 ]

○清水委員 小市証人に尋問するに先立ちまして、資料を小市証人にお渡しいただきたいと思いますが。ナンバー16、関連資料でお願いいたします。

○小林委員長 今、清水委員の要請に御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定いたしました。それではお願いいたします。

それでは小市正英証人の入室を求めます。

[ 小市証人入室・着席 ]

小市証人には、大変長時間にわたりましてお待ちをいただいたわけございまして、本当に申しわけなく思っております。御苦勞様でございます。これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して御発言ください。それから、暑い折ですので、上着もおとりいただいて結構でございます。

これより小市正英証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことになっております。

まず小市正英証人にお尋ねいたします。あなたは小市正英さんですか。

○小市証人 はい、そうです。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○小市証人 財団法人長野県建設技術センター理事長。

○小林委員長 次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

○清水委員 大変お待たせいたしました。小市さんがお見えになると、私は一般質問で最後のときに、土木部長にその御意見を聞いたのを思い出しまして、何か運命的なものを感じますが、最初ですので、やらせていただきたいと思います。

初めに、小市証人が土木部長に在任していたときはいつからいつまでか、お聞かせいただきたいと思います。

○小市証人 平成14年4月から16年3月までです。

○清水委員 それでは、県下水道公社とは土木部にとってはどういう存在であったか、お聞かせいただきたいと思います。

○小市証人 下水道公社は県の外郭団体でございますが、土木部にとりましては、下水道行政の補完機関ということでございまして、県の流域下水道、市町村の下水道事業の技術支援を行っている団体であります。

○清水委員 昨日、下水道公社の田中現理事長さんの証言で、下水道公社は県土木部のすべての指示に従って動いていると。逆に言えば、下水道公社で決めるのではなくて、すべては土木部の下水道課の方で決めてきているという御証言をなさっていますけれども、それは間違いないでしょうか。

○小市証人 指導すべき主管課が下水道課でございますので、下水道課が下水道公社に対する指導ということになるわけでございますが。下水道公社も土木部から受託する事業、一方市町村から受託する事業がございます。特に市町村等から受託する事業については、市町村と下水道公社という関係でございますので、そのアドバイスの支援というものもござい

が、すべてがすべて下水道課で、下水道公社は、いわゆる指導と言いますか、ということではないというふうに私は認識をしております。

○清水委員 ということは、大きな仕事の中で広域と流域の仕事がございますけれども、流域は当然直接になりますが、広域については県というよりも、下水道公社が中心になって働いているから、そういった意味では土木部からある意味独立した、いわゆる広域の仕事をしているとこういう解釈でよろしいでしょうか。

○小市証人 市町村事業主体と、受託している下水道公社ですので、そういう2者の関係ということで独立ということは言えると思います。

○清水委員 それでは、下水道公社が行う入札についてお聞きしますが、このことについては土木部サイドではどこまでが決定権を持っておるのでしょうか。

○小市証人 入札につきましては、下水道公社で入札する場合、下水道公社の選定委員会というのがございます。そこで最終的に決めるということになりますが。ちょっとメンバーははっきりわかりませんが、県の土木部下水道課もメンバーに入っているという位置づけはございます。

○清水委員 ちょっと微妙な言い回しですので、もう一度すみませんお聞きします。要は、よほど細かいところは別の話ですけども、例えば今年は随意契約でいくんだとか、一般指名競争でいくんだとか、そういった大きな流れの決定権はどこにあるかというふうに質問を変えさせていただきたいと思うのですが。

○小市証人 最終的には、今言いましたように、下水道公社が選定委員会ということにはなるんですけども。下水道事業については、土木部下水道課は、先ほど言いましたように指導的立場がございますので、下水道公社に対して、そういう立場で助言するというようなことはあるというふうに理解をしております。

○清水委員 決定権があるというよりも、助言というスタンス、ちょっとお役所の機構の話があるので、ちょっと若干わかりにくいんですが。助言または指導という言い方になるとすれば、どちらかと言えば下水道公社は下水道課にお伺いをして、大きな流れは決めている。または土木部のお伺いを立てる中で決めている、そう解釈してよろしいんでしょうか。

○小市証人 そうだと思います。

○清水委員 わかりました。それでは、土木部の中で、今度は、下水道課に関する、または下水道行政に関する、最終的には下水道公社にいろいろ助言、指導するわけですけども。土木部の中では、いわゆる下水道行政というのはどういう意思決定の過程があるわけでありましょうか。

○小市証人 先ほど言いましたように、流域下水道は県事業でございます。県が直接事業を実



施しているということですので、予算等につきましても県の予算の中で実施をしていくというかわりがございますので。流域下水道につきましては、土木部の下水道課が、今言いましたように事業主体という位置づけで、下水道公社に委託をしているということがございますので、委託者としての立場で公社を指導監督すると言いますか、そういうことの業務があるというふうに認識しております。

○清水委員 小市証人が初めて知事後援会幹部と会ったときのことをお話いただけますか。

○小市証人 その方とは1度だけ会っておりますが、だというふうに思いますが。最初にお行き会いしたのは、これも今回私も確認したんですけれども、2月14日、8月10日に矢澤課長さんからの証言もございました2月14日に、その知事後援会幹部と初めて会いました。内容についても話をした。

○清水委員 最初に会われたのが2月14日ということですね。どなたかの紹介か、どういったいわゆる段取りというか、どこでお会いしたかを教えていただけますか。

○小市証人 当時の政策秘書室の担当であります、きょう、前に証言をしました近藤さんの方から会ってほしいという話がございます、それで会いました。

○清水委員 お会いになったときは、どこで、またどなたか御一緒だったでしょうか。

○小市証人 場所は政策秘書室の会議室と言いますか、応接室と言いますか、その部屋で、その知事後援会幹部という方と私と、それから近藤さんもいたというふうに思います。

○清水委員 ではそのことはまたあとでお聞きいたします。知事後援会幹部がほかの土木部の幹部、例えば当時の牛越監理課長、矢澤下水道課長とも会っていたということは、小市証人は御存知ですか。

○小市証人 いえ、ほかの人が会うとか、会っていたかということについては、特に承知をしておりませんでした。

○清水委員 いろいろなお話を聞いていますと、当時土木部はさまざまな問題があって、名刺営業でさえ断って、自粛してもらって、本当にいわゆる業者の皆さんとの関係を断っていたというのも変ですけれども。そういう中で、なぜ一業者である知事後援会幹部は土木部の最高責任者である小市証人とか、そういった皆さんと会うことができたんだと思いますか。

○小市証人 私の場合は、先ほど言いましたように、政策秘書室の近藤さんの方から会ってほしいと言いますか、そういう要請があって、日程調整して会ったということでございます。

○清水委員 では、ほかの業者の方で、例えば政策秘書室なり何なりから会っていただきたいとこういう話は過去に、または在任中ございましたでしょうか

○小市証人 先ほど言いました部長時代等については、それ以外にはございません。

○清水委員 ということは、知事後援会幹部は特別な人だったと言っているわけですか。

○小市証人 特別と言いますか、そういう形で会った方はその方が唯一でございます。

○清水委員 では、そのときに知事後援会幹部、2月14日ですね、今おっしゃった。知事後援会幹部が、当時の田中知事の後援会の幹部だったということは、御案内だったでしょうか。

○小市証人 ちょっと関連すると思うんですけども。先に、知事後援会幹部に会って指導を受けたらという証言が矢澤さんから最初にありました。私も特にそんな記憶がありませんんですけども、そのあとに私と下水道公社の理事長を今やっています当時専務ですけども、田中さんと2人で、部長になったときに行くというのがありまして。私も田中さんに、そういうことがあったものですから確認をしましたが、田中さんは、私と一緒に入ったときに知事から、はっきりそういう話があったということを私は記憶をしているという話がありまして、そうですかということなんですけれども。少なくとも、私がそのときのあとにそういう話が、政策秘書室の方からありまして、あったということは、少なくともそういうことが前段にないと、私も知事後援会幹部という方は直接どういう方かとは知りませんので、ですから多分そういう流れの中で話があって、そしてお行き会をしたとこういうことだというふうに思います。

○清水委員 私、今お話をお聞きしようと思ったところお答えいただいたんですが、2月14日という話で矢澤証人とか田中（邦）証人からお聞かせいただいています。私は小市証人のやっぱり記憶の問題もありますし、必ずしも2月14日ではなくてもよかったとは思ってはいるんですが。知事室に行ってさまざまなお話をしたということ、2月14日に限定しなくても結構なんです。そんなようなことがあったかなということは思い出されたんでしょうか、お聞きします。

○小市証人 今回そういうことの証言がありまして、確認等も通じて多分そうであったと思ったということです。

○清水委員 では思い出されたということですので、ある意味はっきりさせていただきたいと思うんですが。そのとき知事の方から、知事後援会幹部と相談したらどうだと、悪い人じゃない、いい人だよと、悪く言う人もいるけれどもいい人だよと、そんな会話ががあったということですが。そこら辺まで思い出されたのでしょうか、お聞きいたします。

○小市証人 私は、先ほど言いましたように、その具体的なその内容まではちょっと記憶にはございませんでした。

○清水委員 わかりました。内容はともかくとして、周りの方がそういうふうに言われているので、記憶のあいまいな部分があるのでわからないけれども、おそらくそうだろうなという御認識があるということですね、わかりました。

その中で、実は矢澤証人、当時の下水道課長さんは、知事さんのところに行って会われた

3人、当時部長さんと、それから田中理事長さんと小林専務さんですか、下水道公社の。3人のうちの話からそういう、知事後援会幹部に相談して決めろと言われてたり、それから何となく随意契約の話も知事からほめかされたというようなことをおっしゃったり、また書いていますけれども。そんなような御記憶はございませんでしょうか。

○小市証人 今言った、その細かいことははっきりと私の記憶の中では、そういうふうに随意契約云々とか今お話がございましたが、そこまでははっきりはいたしません。

○清水委員 わかりました。では整理だけさせていただきますけれども。いずれにしても御自身の記憶はちょっとあいまいだけれども、周りの方はお二人がそう言っているわけですから、きっとそうだったろうというふうに、今、思い出したわけではないですが、おそらくそういう整理だなということによろしいんですね。

○小市証人 そのとおりです。

○清水委員 それでは、御記憶がしっかりあるその知事後援会幹部とお会いしたときの話をちょっと思い出していただきたいんですが。知事後援会幹部とお行き会いになったときに、先ほどの近藤証人から、あるペーパーをお二人のところで渡されたと、お二人に示されて渡されたというふうにおっしゃっていますけれども、間違いはないでしょうか。

○小市証人 渡されました。そこで出ました。

○清水委員 その文書には、下水道改革について、極端に言うと今年はもうあきらめて、8月まで待つてほしいというような話、それからちょっとここまで迷惑かけたことで、部長さんには申しわけないんですが、市町村に回って謝ってもらえたらどうかというようなことが書いてあったかというふうに思っていますが、御記憶としては間違いはないでしょうか。

○小市証人 その前にいろいろこの指示がありまして、検討していたんですけれども、15年度はとりあえず現行でいいという、そういうことが主な内容として記された文書だというふうに認識をしております。

○清水委員 では、その文書を囲んだ格好ですけれども、知事後援会幹部とはどのような話をされたか、御記憶ございませんか。

○小市証人 そのとき、先ほど言いましたように、初めてその知事後援会幹部という方と会ったわけですが、その部屋で。知事後援会幹部は知事の政策的なお手伝いをしているというような話がありまして、下水道についてもというお話の中で後ほどありましたが、スキー王国のこともやっているとか、いろいろその話がありまして、そういう立場の人だなというふうに思いました。特に下水道については、その下水道事業のこれからのあり方とか、また公社についても、改革をしなければいけないという話がありました、内容としては、そういう中で、いろいろあったと思うんですけれども、おっしゃることは以前に知事の方

から話があったような内容がありまして、その後に近藤さんの方からその文書が出て、その内容について近藤さんからありましたけれども、後援会の方から、今言ったように15年度はいろいろ市町村の方でもあるようなので、15年度はいいと。だから15年度中に早く新しい方向への検討をしてというような内容の話が話されまして。そして、そういうことで、私どももその前いろいろ検討して、知事の方へ課題があるという話をした経過もありますので、では15年度はこれでいいのかと、そういう思いをそこでしたという記憶がございます。

○清水委員 その折、下請についてどういうふうにしますかとか、または今年はどうしましょうかというような話は、知事後援会幹部とその場では出ませんでしたでしょうか。

○小市証人 今言ったその細かいような話があったかどうかというのは、ちょっと記憶がそこまでははっきりしておりません。

○清水委員 文書を見る限り、そういったことは出てこないんですね。下請の話については、随意契約については出てくるんですが、文書的には下請の話は出てきていない。ですから、おそらく会話がなかったんじゃないかと思うんですが、これは推測です。

2月17日に、今度は部長さんの方から、いわゆる回答になるんでしょうか、この具体的な対策をつくりますね。4流域、5広域、6単独において、改革の方向を示して、平成15年は随意契約にしましょうとか、4流域については、県内業者2社の下請を入札条件とするという話をされておりますが、そのペーパーは確か記録16に入っていますけれども、それは見覚えがございませんでしょうか。

○小市証人 いや、この文書は、ちょっと記憶がないですね。これは19日に、17日に、いやこれ19日の、これはちょっと記憶がない、この文書は。

○清水委員 御記憶がないということなら、それではあれですが。ちょっとお聞きしますが、このヘッダーのところに、これファックスですので、送信元が下水道課、相手がゲスイドウコウシャとこういうふうになっておりますが。こういう文書は、当然これ「H15 下水道公社発注について」とこういう文書でございますので、当然部長決裁なり、部長さんの御指示なり、または御了解をいただいて相手の理事長に渡るものではないかというふうに思うんですが、違いますでしょうか。

○小市証人 すべてがすべて、下水道課から下水道公社へ指示するその文書と言いますか、内容が、全部私のところを通っていくということではないものですから、下水道課から直接下水道公社の方へということもありますので、この文書については、この文書自身は特に今はっきり記憶はないんですけれども。

○清水委員 この文書は、いろいろな下水道改革の話が1時からまず初めございまして、特に広域の分割発注という話がありまして、部長さんを初め皆さんが御苦労をして、何とか市町

村を回るんですがなかなか了解いただけないと。そこで、これはストーリーとしてですけども、知事のところへ御相談に行くと、知事後援会幹部と会ったらどうだという話があった。その中でいろいろ話をしている間に、14日の2つの項目を大月企画員ですかね、と近藤証人のところから出された文書をお二人で、知事後援会幹部と見られて、ではこれでいいだろうということで、今度は具体的な策として、一応部長がお考えになって、これでこの線で行こうということで御了解を得たとかこういうような流れになっているんですが。だとすると、非常にこの文書は大事な話でして、15年度の随意契約とするということまでしっかりここで決めているわけですね。

先ほど、最初にお聞きしましたけれども、下水道公社の入札形式の中でも、大きな流れ、大きなところは下水道課または土木部で決めるとおっしゃっていましたので、勝手に下水道課がやったわけではない。おそらくこれは下水道課ないしは土木部でやっているはずですね。それでこういう文書が出てきているはずなんです。再度お聞きいたしますが、これについて見覚えが全くございませんでしょうか。

○小市証人 私自身はちょっと記憶がないんですけども、14日に知事後援会幹部と会っているときに近藤さんもいて、当面15年度は現行でいいというその文書をもらいまして、そこに15年度の対応の内容が書いてあったという気はします。それを私がもらって、それで帰って下水道課の方へ、15年度はこういうことで行くということになったからこれでこういうことで、下水道課の方へそういう話が初めていったわけですね。それで下水道課は、では15年度はこれでいいのかということになって、それで、そのもらった資料の内容をもとにして検討して、今度は下水道課から下水道公社へ、15年度はこれでいいということで行ったとなるんですよ。そのときには、文書がどういう文書で云々というのは、私もちょっと中身をその都度そういう形で記憶がないんですけども。そのときには、この文書で多分では出したということだと思っんですけども。私自身はちょっとこれ、その文書まではこう見せられてこれというふうにも、記憶がないものですから、今そういうふうに申し上げたんですけども。流れとしてはそういうことです。

○清水委員 非常に申しわけございませんけれども、どうしても大事なところでございまして。随意契約、この今の文書のこの1番、2番、仮に が2つありますが。上の随意契約とするということは、これはいいんです、確かに。その前に、政策秘書室の方から出ている、いわゆる案の方に乗っかっておりますのでそれは結構なんです。

その下にある、県内業者2社(1社10%以上)の下請を入札条件とするということは、先ほどちょっとお話ししたら、そういった入札、下請の条件の話は、知事後援会幹部とは2月14日はされていないとおっしゃいました。また、2月14日に政策秘書室からもらった文書

には当然書いてごさいません。しかし、17日になりますと、この部分が追加されるんですね。それでこの年は、実はこのまま県内業者2社という格好で下請の話が始まっていく、このスタートになる文書なんです。かなりこれ重要な文書だと思うんですね。

確かにこれを見る限りは決裁印がないじゃないかとか言われればそれまでですが、大変重要な文書なんで、お目を通していないということはないんじゃないかというのが、私が思っているんですけれども。ではこのことについては、どうしても記憶がないというならば、それはしょうがない、それで結構なんです。もう一度だけよくゆっくりお考えになっていただいて、お話をお聞かせいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小市証人 このことについては特に記憶がごさいません。特にわかりませんね。

○清水委員 では質問をかえさせていただきます。この同じ17日なんですけれども、日はひょっとしたら限定しない方がいいかもしれません。記憶ですので、そういうことがあったという解釈でよろしいかもしれません。小市証人は、随意契約になるときに15年度の入札対象の問題があって、ちょっといろいろややこしいんですけれども、千曲川流域下流処理場と、佐久南部広域の2件になるけれども、佐久南部は現状県外業者がとっているので県外を含めたものにするかどうか、矢澤下水道課長と協議して、これを近藤さん経由で知事後援会幹部に確認してほしいとこう言っているんですね。これは覚えておられますでしょうか。

○小市証人 その文書は下水道課長に渡しまして、それをもとにしながら検討することになったんですけれども。随意契約でいくのはいいんですけれども、ちょうど15年に切りかわると言うんですか、要は3年でやっていますので、随意契約というのは2年で、通常でいくと随意契約ですけれども。もともともう3年過ぎて最初から切りかわるといような箇所がその中にもあったと思ひまして、それをどうするのかというようなことで、その後確認をしたというような記憶は少しありますけれども。その随意契約ということが前提できたんですけれども、その随意契約でなくて切りかわるのがあるもので、そこについては、確認をしておいた方がいいのではないかというような話が下水道課の方であって、それをもとにして最終的に決めて、下水道公社へ指示をしたという流れだと思うんですね。

○清水委員 下水道公社へ行く流れの方じゃなくて、その話を近藤さん経由で知事後援会幹部に確認をしてくれというふうに近藤さんに依頼をしまして、確認をしているんですね。それは間違いはないですかとこういふことなんですけれども。

○小市証人 はっきりはあれですけれども、そういうこともあったかもしれません。

○清水委員 なぜ知事後援会幹部に確認をとらなければいけなかったんでしょうか。

○小市証人 下水道課の方でも、そのもらった文書のことの経過について、下水道課長の方へ話をしました。少なくとも知事後援会幹部がおられて云々ということで、こういう文書が出

たということ。そういう経過の中で、従来からこれは、私もそのときにこれは知事後援会幹部がかなりそういうその政策的な内容でアドバイスと言いますか、やっているなと感じたんですけれども。というのは、その以前に知事から示されたのも、もう技術的にかなり高度なものが示されて、ああこれも少なくともそこから出てつくられたんだろうというふうに、私もその会ったときに、当然そこに行っているいろいろとお話をされたものですから。それで、そういう中で下水道課でも、また何か、それが少なくとも知事の方針ということになるものですから、それがまたたがえてやったことによって、またいろいろトラブルと言いますか、というようなことがあって、きちんと確認をして云々と。今までは、逆に言いますと、もう全部15年度から変えなさいというようなことで、ずっと下水道課も苦労してやってきている経過があるわけですよ。そういう中で、今度はこうなったものですから、これでいいのか本当にというような、そういう雰囲気はありまして、最終的にきちんと確認をして、それで実施をする公社へと。こういうようなことがあったように記憶をしておりますので、その過程の中でそういうこともあったかもしれません。再度確認ということで、政策秘書室の近藤さんを通じてですか。

○清水委員 知事に御確認をとるならわかるんですが、何で知事後援会幹部なんですか。

○小市証人 ですからそれが、その前のときに、意見を聞いたらというような経過があり、政策秘書室の担当からあって、その声があって、その方からも、要するに今度こういうことで当面は15年度これでいいけれども云々というようなお話になるというような経過があるにつけ、私も少なくともかなりそういう、知事に対してそういう方針をされている人ということの認識がそこでうんと深まった感じがしますし、私よりも下水道課の方が、逆に今までの経過も踏まえて下水道課で、逆にいやこれちょっとというような形で、そういうような話があって、それでは確認しておいてきちんとやった方がいいとこういうことになって。下水道課自身もそういう、その思いと言いますか、そういうのが経過の中でありましたので、確認をしたということだと思っておりますが。

○清水委員 通常ですと、これ知事にお聞きすることはわかるんですね、知事に聞く。知事に聞くのではなくて、知事後援会幹部に聞いたということは、これイコール知事後援会幹部は知事の意も酌んでいるし、とにかくこのことについては知事後援会幹部に聞かなければだめだぞと、そういう御意識があったということですか。

○小市証人 それは下水道課の人たちも、そのときにそういうような感じでした。私もそれはそうだなと。確かにしておかなければというような思いだったというふうに記憶しておりますけれども。

○清水委員 ということになりますと、最終的にこのことを決めたのは、逆に決裁をしたのは、

知事後援会幹部ということになりますか。

- 小市証人 それは最終的に、下水道公社の方へ指示をするというのは、知事から指示を受けて、その方針に基づいてその公社へ指示するということですが、その知事の意向というものを受けて、うちの方が最終的なものを決めるという過程の中で、うちの方としては、少なくともその人の意見を反映しておかなければ、知事自身も少なくとも技術的にはわからないから、そこからものが来ているものですから、意識としてはそこへ確認することはもう知事の確認をとれたと、知事も了解をすることにつながると、こういうことで一応確認をしていくとこういうことだと思います、実質的にももの流れとしては、それは、表面としては私どもが決めてこういくと思いますけれども。
- 清水委員 了解いたしました。要は、知事後援会幹部の意識をきちっと反映したものをつくらないと、知事もOKが出ないから、まずそこを確認したと。要は下水道公社、または下水道事業についての意見を、知事後援会幹部がある程度そこにイニシアチブを持っていると、影響力を多分に持っているので、一応確認をしてOKをもらって、あとは知事決裁という格好になったのかどうかわかりませんが、そういう格好だったとこういうことでよろしいんですね。最後に確認します。
- 小市証人 そういう状況にあったというふうに認識はしております。
- 清水委員 では、わかりました。大変いろいろ、そのとき部長さん大変だったと思うんですけども。先ほどの1点、ちょっと戻りますけれども。随意契約の中のその入札の下請ですけども。先ほど近藤証人の話だと、1年間はこれで行こうじゃないかということをお市証人と話されたというような証言があったんですけど。今、小市証人はそういうことがないんじゃないかと言われていますが、いかがでしょうか。1年間は入札の中で、下請の10%以上入れるということで行こうじゃないかといことを、小市証人と話をしたということをお市証人はおっしゃっているんですが、1点だけ、そういう事実はございませんか。
- 小市証人 そういう細かいことを、私がいろいろと話をした記憶はございません。
- 毛利委員 今の尋問の中で、小市証人におかれましては、知事後援会幹部に会ったのは平成15年2月14日とおっしゃっておられました。それで、そのときに知事後援会幹部はどういう人かということの中で、知事の政策的な手伝いをしている人、またはスキー王国の仕事もやっている人、またはそのときに下水道公社改革を、下水道や公社の改革はしなくてはとも言うていたというお話がございました。政策的なブレーンということでもあったでありましょうが、この方は下水道の事業者であったわけですが、そういう御認識はありましたか。
- 小市証人 会ったときにその方からか、そういうお話というか、そういうことも話に出たような気がします。もちろん名刺を交換したんですけども、ちょっと名刺はないんですけど、



何かそういうこともあったんじゃないかというような記憶がするんですけども。いずれにしろ、そのときにそういうこともというお話はあったように記憶しておりますが。

○毛利委員 今のことはわかりました。平成14年12月25日に、知事が「下水道公社改革の方向」ということで示されまして、それに基づいて今前段で尋問がありました内容が起こっていくわけですけども。その平成14年12月25日以前から、下水道改革もしくは公社の改革ということは課題になっていたのでしょうか。土木部あるいは下水道課として。

○小市証人 私の記憶では、この今言った12月25日ですが、14年の、このときに初めて知事の方からこの文書で具体的に下水道公社の改革の方向と言いますか、そういうものが示されまして、私どもとしては、それ以前にこういう具体的な、具体的もそうですけれども、特に知事の方からそういう話はございませんでした。

○毛利委員 では、12月25日の直前の11月28日に、松本の合同庁舎で下水道の業者をまじえていろいろな話し合いというか、下水道事業にかかわる課題や公社のあり方みたいなことで話し合いがされたということ。そこに知事なども出席していたわけですが、そういうことは御存知でしたか。

○小市証人 それは全く私は知りません。

○毛利委員 いずれにしても、では12月25日に知事が方向を示し、それに基づいて下水道課としてはいろいろな意に沿うようにという形で御努力をされたわけでありましたが。その経過の中で、指示の内容で、公社の職員を減らせとか、あるいは広域で委託で仕事をしているものについて、分離発注にしろとか、あるいは地元業者に仕事をやれとかという内容もあるわけですが。その内容が非常に、しかも15年度の入札に間に合うようにということで、大変急激な指示であったんですが。それらの経過については、2月14日に実際知事後援会幹部と会うまではあれでしょうか、職員から報告というか、逐一いろいろの問題点というか、実際施行していく、実施していくについての困難、問題点とか、そういうものについては御報告を受けていたのでしょうか。

○小市証人 今言いましたように、その方針を受けまして、具体的に年明けから下水道課と下水道公社両方で作業をして、検討を進めていくわけですけども。そして、まとまったもので当面その方針を受けたものを知事に示す、さらに知事サイドから来るというような作業がありまして、検討していくんですけども。その経過の中では、今言った2月14日の間までは、下水道課の方から、何回か私の方へ習慣的に話がありまして、打ち合わせをしてやっていったという経過はあります。

○毛利委員 では2月14日以降ということで、それ以降のやりとりについては、先ほど清水議員の方からも尋問されておりますので、ちょっと不明確な面はありますが、それで一定の理

解をしたというふうにしなから、平成15年の9月議会で陳情がありまして、公社の改革の問題では、特に仕事も減っている中で地元業者が仕事をとれるようにしてほしいというような陳情がありまして、それを議会が採択をしておりますけれども、そういうようなことについては御存知でありますか。

○小市証人 それはそういうことがあったということは承知しております。

○毛利委員 ここで採択された内容は、知事後援会幹部が提言しているような内容と同じ趣旨をとれるかどうかということなんですけれども、そのことについてですが、15年9月の問題です。

○小市証人 私も内容を細かくちょっと見て確認をしたという記憶がないものですから、基本的に県内業者を、いわゆる育成、活用というようなことでしてほしいという、一般概念的なことの陳情があったというところまでの認識でありまして、ちょっと中身の具体的なところまでは承知をしておりません。

○毛利委員 先ほど清水委員との続きの中で、文書については平成15年度の発注方式について、下水道の維持管理業務の発注方式については、あまり見たことが定かではないとおっしゃっておられましたが、平成15年度の発注の中で、従来と変わった点は何ですか。

○小市証人 15年につきましては、先ほど言いましたように、15年度から従来より、ある意味ではかなり変更してやるというような検討をしてきたんですけれども、15年は従来どおりということで、随意契約というようなことが基本でいくことになったんですけれども、その中で変わったということですね、中身で。私、先ほどの、ここにもありますように、下請その云々という文章がございますが、そういうこととか、そういう細かいことまで私、特にそのときの認識では承知をしていないんですけれども。

○毛利委員 では、その入札にかかわる改革の方向については、下水道課を中心に一生懸命やっていたら、それで最終的に決める段階ではこれで行こうというようなことは、文書は見たことがないが、今私がお聞きしたかった県内業者で1社10%以上の下請を入札条件とするというふうなことは、あれですか、部長さんとしてはあまり自覚のないまま下水道課がやっておられたということでしょうか。

そういう改善点という中では従来から比べれば、ちょっと言い方が悪かったんですが、昭和54年の諏訪湖流域下水道の供用開始以来、下水道の維持管理業務はそのすべてが県外の大手の指名競争入札で行われ、5年に1度の指名競争入札ですよ。指名競争入札を受けた以降は、随意契約で4年やってきたというのが従来ですよ。それを変えようということで、平成15年に向けていろいろの御努力をなさったが、それが無理だったということの中で、15年度は先ほど申し上げたような内容で、仕事がスタートしていくわけなんですけれども、そのこ

とについてなんですが、そういう変化の問題について、どこが変わったかということはあまり部長としてはお知りにならなかったということでしょうか。下水道課だけがどんどんやっていったということですか。

○小市証人 今言いましたように、技術的な細部等については、実質的に現課であります下水道課の方が主体的に検討しまして、下水道公社に指示をし、また下水道公社の意向も踏まえて、最終的にその下水道公社に受託を得てしますので、下水道公社の選定委員会で決まっていくということになるんですけども。部長というポストの中で、その下の細かい技術的なことまですべからくタッチして云々というようなところまでは、実質としては、なかなかすぐやり切れないと言いますか、そこまで対応し切れないということもありますので。大きなところについては、そういうことの協議が現課の方からあると思いますけれども。今回は基本的には従来と同じ方式で行くんだということでありましたので、それ以下のことについて、一部変わるというようなことがあったかもしれませんが、その時点で私の方へは特にそういう話というものは来た記憶がないわけですが、多分そういうことで現課と下水道公社でやったというふうに思います。

○毛利委員 2002年7月から外郭団体の見直し審議会というものが設置をされ、下水道のあり方についても懇談会と言うんですか、設置をされて、全体的にはそういう流れの中で、公社の改革もしくはそれと並んで下水道の入札のあり方について見直しがされていくわけですが、この一連の流れについては見直しが必要というか、必要なものだったかどうかということなんですが、その認識について伺いたいんですが。

○小市証人 今、2002年というのは平成15年の7月ですね、その外郭団体の見直しと言いますか、作業も並行してある。一方では、下水道について、その知事の指示等を受けて新たな方向へ検討して、15年度中に方向を出して16年度からということで、そういう検討があります。

一方では、その後に例のあり方検討委員会というんですか、そういうことで、これは生活環境部の方が所管をいたしまして、委員会をつくって下水道をどうするかということで、下水道についていろいろなところで、これも多分知事の意向があって、それぞれのところで外郭団体、実際の入札、あり方というようなことでずっと並行してくるわけですけども。それで、そういう中でも、いろいろと先ほどの人もかかわっているというような話もありましたけれども。

いずれにしろそういう中で進めている中で、私どもも、今言った下水道のいわゆる公社として県の流域下水道、市町村の云々というものにつきましては、主体的には、一つは市町村の意向というものを十分踏まえるということで、市町村の担当する課長さんクラスのレベルの人たちをメンバーにした見直し検討委員会というものをつくって、それでその具体的な見

直しをしてきたということでありまして。外郭団体等の見直し等もございましたけれども、関連がないことはないんですけれども、そのころはみんなそれぞれのところで検討をずっと並行してやっていったというような経過があるんですね、一方では、状況としては。

○毛利委員 下水道事業にも平成17年度から一抜け方式というのが導入されるようになったわけですが。小市証人におかれましては、14、15年度土木部長さんということであったわけで、その当時も県の事業の中で一抜け方式というのは取り入れられておりましたか。

○小市証人 従来から土木部一般事業の中でも一抜け方式というのは行われておりました。これは、一つには大きな工事がある1年で実施するには、工区を分けてやっていただくことによって短期でできるという理由。さらには、多くの皆さんに機会を設けるというようなそういう理由等がございまして、一抜け方式というものを活用するというのは一般土木事業の中でもありましたので、そういう経過の中で、下水道も多分状況によってはそういう方式をとるといったようなことがございました。

○毛利委員 一抜け方式が導入されたのは、工事の関係と、それから委託も平成7年からというふうに私も承知しているわけですが。ちょっと任を受けられている以前のことはありますが、導入された理由などについてわかっていれば教えていただきたいと思います。

○小市証人 これにつきましては、先ほど申し上げましたように、一抜け方式を採用する、私が思うには、大きくは今言った工区を大きなときに分けて、いわゆる一気に短縮すると言いますか、一つの工区を大きくして一つの業者だとなかなかかかるものという、いわゆるそういう施工上の問題。それからもう一つは機会と言いますか、多くの皆さんに仕事をしていただくという機会と。多分その大きな2つの理由がありまして、県としてもそういう方式をやっていこうということになったというふうに思います。

○毛利委員 もう1点伺いをさせていただきたいと思うんですが。従来ずっと県外の大手で維持管理をやられてきたという経過の中で、なかなか県内業者がそれだけの力をつけていないというようなこともあるやに聞いておりますし、平成15年度の改革に向けても、市町村にお話に行ったときに、非常に県内業者で毎日使用しなければならない下水道が大丈夫かという不安もあったと伺っておりますけれども。県内業者ではあれでしょうか、なかなか下水道の維持管理について、不十分だということでしょうか。県内業者についてが、そういう仕事を受けるといったことについての技術力がないとか、あるいは経験がないとかというようなことがあって、全体的に受注機会を県内にシフトしていくということの中では、それが無理なのか、あるいは可能なのかということなんですが。

○小市証人 知事の方から先ほどの12月に方針を出されまして、その中にも15年度から即この方針でやりなさいという大きな検討の中が、県内業者優先というのがあるわけですね。そ

うということで知事から方針が出たものですから、私どもも検討はしなければいけないということで、検討を下水道課と下水道公社でするようにと、こういふことで始めたわけでございますけれども。

実際やはり下水道の処理場の規模というものも非常にそれぞれありますし、私もちょっと技術的には詳しくないんですけども、その処理の仕方もあるというようなことございまして、それぞれの処理場によっては技術的な難易が少しく差があると思うんですけども。それともう一つはやはり、維持管理というのは非常に継続的にやるのが、処理場に非常になれると言いますか、技術がよくわかると言いますか、そういうこともあって、従来からいったん維持管理を決めた業者さんには継続して3年間というようなことでやってきているわけです。

そういうことがございますので、一律ここで云々というふうにも、即切りかえると言いますか、ということに関しましては、市町村へそういう話を、知事の話をした際にもかなり市町村の方から、または広域の関係の人から、それでは今までずっとやってきた私も様子がわかっているのにというような意見も含めてあったというのは、やはりそういうこともあるわけですね。とは言え、そのままずっと、例えば県外のところがずっといってれば、県内の方が育たないというのも一方にありまして。とは言え、下水道の維持管理も、つくる方が従来メインでございましたがだんだん維持管理という時代に入ってまいりまして、そういう箇所もふえてくるという中で、将来の維持管理に向けてどうあるべきかということも、ちょうど検討していかなければいけないというような状況の中で、そういうような話が出てきたわけでございますけれども。

県内業者の皆さんにやっていただくことは、県内の育成という意味でいいんですけども。ただ、やっぱりやるからには、それきちんとできるというものも一方にありますので、両方相まってきちんと検討して、いいぞとこういふことが必要であるというふうに認識をしておりますけれども。

○毛利委員 もう1点ではお伺いいたしますが。知事後援会幹部にお行き会いしたのは、2月14日が初めてということでございましたが。それ以降はどの程度お会いになっていらっしゃるかとということです。大体、3、4回とか5回とか大体でいいんですけども。

○小市証人 知事後援会幹部とはその下水道等と言いますか、そういうことも含めて具体的にお話をしたというのはそのときが1回だけあります。それ以降はございません。

○宮澤(宗)委員 大変朝からお疲れのところでございますが、御苦労様でございます。よろしくお願いをいたします。まず14年12月25日、そこに時系列の日付の表が行って、一覧がございませぬ。このときに初めてこの知事の方から、「下水道公社改革の方向」についてと

いうものが渡されたわけですけれども。知事後援会幹部とお行き会いしたのは、先ほどの話に出ましたように平成15年2月14日が初めてだということでありましたけれども。この「下水道改革の方向」について示される前には、お会いになっていないということですが、知事後援会幹部なるものの名前とか、あるいはどんな人物であるかというようなことは御存知でしたか。

○小市証人 それ以前は特に、あまりそういう方が云々という記憶はあまりございません。

○宮澤（宗）委員 既に13年ごろから、昨日の笠原証人のお答えでは、もう13年ごろからもう公社に出入りをされていたと。そして矢澤証人の話でも、既にもう14年、13年ごろからいろいろ知事の後援会の役割をしていたというのが知れ渡っていたような内容と言いますか、そんなお話をお伺いいたしておりましたけれども、そういった認識は一切ございませんでしたか。

○小市証人 私も部長になって初めてその下水道という事業に携わるようになったものですから。その前は道路建設畑と言いますか、道路がずっとだったものですから。その当時は下水道の下の字も、私も正直言って前に務めたことがないものですから、知識としてはほとんどなかったと。部長になって初めて、下水道だけじゃないんですけど、全体を扱うというようなことになりまして。それで、そういう中で本当に初めて具体的に下水道云々というのが、このときに示されて云々というようなことになったものですから。予算とかそういう中에서도、下水道課と打ち合わせはしますが、その技術的に云々というのは、ここがまさにスタートでありまして。

○宮澤（宗）委員 そうするとこの改革の方針が示されて、下水道課や公社の皆さんと当然お話になっていると思いますし、この当日は牛越監理課長も出席をされているわけですが。内容等については、非常にこれはちょっと困難性があるな、急激な改革で無理があるなというようなことはお感じにならなかったのか。そして下水道課の皆さんとの話し合いというのがなされなかったのか。なされたとすれば、どんな内容のものが話されたか、思い出していただきたいと思います。

○小市証人 25日に知事のところへ行きまして話を、このペーパーを渡されてそういう話がありました。私としては、先ほど言いましたように、その詳しいことをあまりあれだったものですから、知事がこういう方針なもので、これをいわゆる下水道課の方で下水道公社とあわせて検討するんだということで、わかりましたということで持ち帰りまして、下水道課の方へこういう知事の指示が出たということでこの文書をお渡ししまして、こういう指示だから、この方向に基づいて検討をしていこうじゃないかということで、下水道課の方へ話をしました。

ですから、下水道課の方の、特に技術を承知している課長以下は、これを見て、こう言ってもちょっとという思いはあったかもしれませんが、私は申しわけないんですけども、これをいただいたものですから、ではこの方向で検討いたしますということで、その思いを承って下水道課に話したということでありませう。

○宮澤（宗）委員 それからいろいろのいきさつがあつて、市町村ではなかなか受け入れられないということで、2月14日に土木部長と田中専務理事と小林理事が知事に説明に行かれたということですが。このときにはどのようなお話をそこでされたわけですか、2月14日です。

○小市証人 この指示を受けてその後いろいろ検討していくわけですけども、それで具体的に知事サイドの方とこの方針を受けた15年度に向けての骨格が決まりまして、それをもって確か各関係、受託している町村の広域とか町村に説明会を開いております。それでなおかつその後個々に、下水道課、下水道公社が手分けしてその説明をしてきているんですけども。そういう過程の中では、やはり特に市町村の担当の課長さん等々から、こういう急激なことを言われても、それはもう既に来年度に向けてもうこの時期に来ていると。さらにはずっと継続でやってきてまだ期間があるのにここで急にということも、いわゆる技術的なことも含めてそういう話が出てくる。そういうことならうちはもう公社じゃなくしてみたいなお話も、中には出てくるというようなことがありまして。それでそうは言っても、知事だからもつといろいろ話をして検討してとこういうようなことを、下水道課の職員や下水道公社が苦勞してやってきた経過があるんですけども。そうは言ってももうそんなことならという、かなりいきさつもあつて、市町村の受託サイド側のそういう意向があつたものですから、それではもうこれは知事にきちんと話をして、こういう状況ということで、時間を、いわゆるとるとということで、なかなかとれないもので、朝一に待っていて、今言ったようなことを知事さんこれは非常にもうちょっと問題だと、市町村ではこういうことを言っていると、だからこれはもう少し時間をかけなければというような話をそこでしたんですけども。知事の方からは特に聞きおくという、それに対しての直接的なあれはありませんでした。

○宮澤（宗）委員 そういった意見を言われて、知事の方からは何も話がなかつた、こういうことですね。それで、そのときにはあれですか、知事は先ほどちょっと、もう一回記憶を呼び起こしていただきたいと思うことは、その知事後援会幹部についてはそんなに悪い人ではないと、下水道のこと等についてはいろいろと相談をされた方がいんじやないかなというようなことは、一緒にいた田中専務理事さんは言われたということを記憶している。そして矢澤証人も小市部長からそのようなことを言われたと。それで初めて、ああこの改革の裏には知事後援会幹部がいるんだなと、これが黒幕なんだなというようなことがわかつた、こういう内容の証言をされているんですけども。そのときの状況についてお話ください。

○小市証人 これは、先ほど言いましたように、ちょっと記憶が私自身は、その今言った悪い人ではない云々という、田中さんもそういう話をして、矢澤さんも私がそういうふうに話をしたというんですけれども、そういう話をしたのかという、私自身の記憶がはっきりとそういうのがあったというのは、正直言います、はっきり言ってそういう記憶がないんですけれども。

ただ、そのときに田中さんがそういう話を聞いたというのは、僕は逆に言いますと、田中さんはその前に知事後援会幹部という方に会ったりして、知事後援会幹部という方が云々というのは割合承知しているんですけど、私はまだその時点で知事後援会幹部というのは、そのあとに初めて政策秘書室の近藤さんが来て知事後援会幹部に会ってほしいというのがあって、それで会って初めてでは具体的にその人がこういうことで云々というのがわかったものですから。そういう話があったけれども、印象として残るのが少なかったのか、私はそういうのはちょっと記憶があまりないんですけれども。ただ、もうお二方もそう言っていますし、ましてや田中さんは激論をしながらはっきりともうそういう記憶があると、確かだというお話をおっしゃっていましたので、それはそういうことだというふうに思います。それでその後に、そういうことがあったから、私と知事後援会幹部が会うというようなところへつながっていったというふうに思います。

○宮澤（宗）委員 14日に初めて知事後援会幹部とお会いになられて、どのくらいの時間、どんな内容のお話をされたんですか。覚えている範囲で結構です。

○小市証人 時間はそんなには長くなかったと思うんですね。15分か20分ぐらいかなという感じがするんですが、ちょっとわからないんですけれども、そんなには長くなかったと思います。それで、先ほど言いましたように、政策秘書室、当時の応接というか会議室で会って、そこで話をしたわけなんですけれども。話をした内容は、先ほど言いましたように、最初はその方のいわゆる政策について、知事のいわゆるお手伝いをしているとか、その中については下水道、さらにはスキー王国とかというような話は記憶があります、そういうような話をされまして。そして下水道についても、これから事業もあり方等について検討しなければいけないし、特に公社については云々というような話がありまして、その内容はこの25日のここにあるような内容の話が主だったというふうに思います。

そういう話とその知事後援会幹部という人からあったものですから、この方がかなり知事に対してそういう下水道についてはお話をされて、それがもとで云々というような思いをしましたけれども。その後にその文書を渡されて、いろいろやってきたけれどもいろいろ問題があるようだから、15年度はとりあえず継続でいいと。そのかわり15年度の早い時期にそういう方向でもう一度、市町村も含めてきちんと了解をとって、検討していくようにというよ



うなことはそこで話がありました。私は知事からも言われていますので、またそういう方向で検討いたしますというようなことで、その文書を持って下水道課の方へそれを話したと、こういうのがその後の推移であります。

○宮澤（宗）委員 そのときに初めて会ったということですが、そのときにいろいろスキー王国の話やいろいろされた経過の中で、ああ知事後援会の幹部をやられていて、大分影響があって、知事の意を体しての話だなというように感じられたのかどうか。

○小市証人 そのときはそういう話があったものですから、かなり知事に対してはいろいろなことを申し上げている人だなというふうに思いました。

○宮澤（宗）委員 通常ですと、この当時は既に名刺営業的なものや業者が入り込んで、ましては政策秘書室、中枢部であります。ここへどんどん出入りするなんていうことができないわけですが、思いはやはり知事と意思が通じているということでお会いにならなければ、通常なら小市証人の立場だと、今の時代ではそういうことはないというように思いますけれども。そういうことでよろしいですか。

○小市証人 政策秘書室の担当を通じてそういう話がありましたし、少なくとも政策秘書室、その後は経営戦略局になりましたけれども、知事の思いとか意向というのは、ほとんどそこを通じてそれぞれの担当から来るというような流れでもありましたので、当然そういうところからお話があって、その方に会ってほしいということで、それがもとでその方に会うということでしたから、これは少なくとも知事の意向につながっているなというふうに私は思っております。

○宮澤（宗）委員 そうしますと14日に初めてお会いになられて、知事の意を体しているなということをお感じになられたと。こういうことで一業者の立場ではないなというようなことで対応をされてきたと。普通なら、これはちょっと特定業者になぜ部長が直接お話をされなければならぬかという疑問が生ずるわけですが、そういった疑問も生じなかったということは、くどいように申しわけございませんけれども、知事の意を体していたからというようなニュアンスでよろしいわけですね。

○小市証人 それが先ほど言いましたように、記憶にちょっとないんですけども、少なくともその人の指導を受けなさいというような経過があって、政策秘書室の人もそういうことで知事が言っているから、それでは部長に会わせなければとこういうことでこうつながっていくということだと思いますので、少なくともその意を呈するということにつながるといふふうに思っております。

○宮澤（宗）委員 2月14日か、間もなく2月17日ですが、それ時系列で見ていただければ、部長、政策秘書室の近藤さんに知事後援会幹部に確認をお願いするというようなことで、近

藤氏とお話をされているわけですね、部長は。そのときに何かやりとりをした、あるいは近藤氏にお願いをした、または近藤氏の方から意見を言われたというような記憶はございませんか。

○小市証人 それは先ほど言いましたように、確認というようなことがあったような気はしていますが、そちらから、またさらにこの間にどうこうしろ、ああしろというようなことは、私の方へ近藤さんの方から来たという記憶はございません。

○宮澤（宗）委員 先ほどの近藤証人のお話ですと、近藤氏は部長の方からお願いをされたという発言でございますけれども、記憶にございませんか。

○小市証人 ですから、こっちの方から、今言った、渡されたものをさらには確認するという意味で、この間もらったけれども、これはこの点についてはこれでいいのかということをしたけれども、向こうから来たことはありませんが、こちらから確認したことはあったというふうに記憶をしております、先ほども御質問がありましたように。

○宮澤（宗）委員 それと先ほどの近藤証人の証言では、2月17日の最終決定については、1年間はこれでいくというのは、随意契約のことだと思えますけれども。そういうことを部長から言われたというような証言だというふうに記憶しておりますけれども。そんなお話をされた記憶はございませんか。下請についてです、すみません。

○小市証人 その下請についての話は、私はちょっと記憶にないですね、その下請云々というのは、ですから14日に文書で15年度はその継続でいいという話がありまして。それを受けて検討して具体的にその渡されたものを、今度は実際にやっていくという中で一部確認をする必要があるものがあったものですから、その後、この間指示を受けたけれどもこれについてはこれでいいんですかというようなことを、こちらから近藤さんの方へ確認するということで、それでしたという。それでそれについて、また回答があったと思うんですけれども。それで、最終的に決めて下水道公社に話をするとこういう経過です。

○宮澤（宗）委員 そうしますとあれですか、これは入札制度の問題について知事後援会幹部の方に意見を求めた。そしてここでやりとりがあったというようなことなのでしょうか。

○小市証人 入札制度というか、ちょっと私は、その先ほどありましたように入札制度と言いますか、従来15年度に全部、制度と言いますか、制度ですね、中身を変えるということだったんですけれども、15年度は従来と同じ考え方で継続でいくということですから、言うなれば、まだ2年しかたっていないところは3年目があるから随意契約でいくと、3年たったところはそこで切りかえになるから、いわゆる新たに入札するということになるんですけれども。

大半がその継続という中で、変わるというところについてのこと等について、最終的に、

従来の3年で切れても同じような考え方で再度そこでやるということだと、継続でいいというような話ですけども。その辺のところの点等について、再度きちんと確認をする必要があるというようなことで、基本的なものは文書でもらったけれどもということで、その中身を確認するというようなことをもう一度して、それで最終的に方針を決めて公社へ渡したということですね。そのもらったあとに1回、そういう確認という作業があったということですね。

○宮澤（宗）委員 そうすると、その2月17日の文書というのは、だれがつけられたのか、何のためにつけられたのか、おわかりになっている範囲で結構ですが。

○小市証人 先ほども質問がありましたけれども、この文書もそうなんですけれども、実態的にはもう下水道課サイドで、もうその継続云々ということなものですから、その従来の方針に基づいていくということで、下水道公社の方へ話をしたと思うんですね。そのときにどういふ、文書であるのか。と言いますのは、従来は先ほど言いましたように下水道公社の選定委員会と言いますか、下水道公社が主体的に決めていくところで、下水道課というのはアドバイスのように云々というようなことなものですから、その文書等が正式に決裁云々ではなくて、こういうことで、ペーパーでこう考えるというようなことだということもあると思うんですよ。ですから私は、そのさっきのペーパーについてはちょっと承知をしておりませんで、要は従来の方法でいくなというようなことが、下水道課から下水道公社の方に示されてというか、話されてきてやったということだというふうに思います。そのときにどういふ文書とかは確認をしておりません。

○宮澤（宗）委員 この2月17日というのは重要なポイントでありますので、大変申しわけございませんが、知事後援会幹部と確認をした内容というのをもう少し詳しくお話をいただけないでしょうか。

○小市証人 ちょっと細かい詳しいことは、記憶があれですけども。いずれにしろ、考えられるのは、15年度は基本的に継続でいいということなんですけれども。先ほど言いましたように、中に3年が切れて新たに契約をし直すという箇所があるものですから、それについても従来でいいのか、ちょうどこの切りかえになるので、それについては少し新たな云々というようなことなのかどうか、そこらじゃないかというふうに思うんですけどもね、そういう箇所。継続でいいと言うんですから、その今言ったように、もう当然2年で3年でいくところは、もうそういうように指導を仰いだものでいいんですけども、それ以外のところで新たに見直すというようなところについては、特に市町村の中であって、そこもいいのかということですね。いったんそこでやりますとまた3年になりますからね。だからそういうこともあるもので、いろいろ、考えられることとしては、そういうことなのかなというふうな

- ことは想定されますけれども。ちょっと確たるその辺はちょっと、それ以外につきましては、
- 宮澤（宗）委員 提出された資料によりますと、知事から15年度のこの下水道公社発注について指示をされたということではありますが。いずれにしても、この知事後援会幹部にいろいろ確認をするというような行為は、特定の業者への利益誘導になるのではないかなと、こんな感じが私はいたします。したがってこの、入札のあり方を決めるのに、なぜこの特定の業者と知事後援会幹部と相談をしなければならなかったのか、これは大変おかしいことだということに感じますが、小市証人はどのように感じますか。
- 小市証人 これは私も、政策秘書室の方から来て、会ってほしいというような話もあるにつけ、政策サイド、知事サイドから、その人のことを、よく話を聞いてやれということに来ておりますので、私どもは基本的にはすべて知事から指示、方針を受けて作業をするということなものですから、その一環の中で聞いてやるということにつながるということをやったというふうに理解をしておりますけれども。
- 宮澤（宗）委員 知事サイドから知事後援会幹部の言うことはよく聞いてやれと言われたということは、知事からそういった命令が出ているんだというように受けとめさせていただいてよろしいですね。
- 小市証人 そういうことだというふうに思います。
- 宮澤（宗）委員 ありがとうございます。終わります。
- 小林委員長 尋問の途中でございますが、ここで20分間休憩をさせていただきます。

休憩時刻 午後7時35分

再開時刻 午後7時56分

- 小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。
- 小池委員 きょうは大変に御苦勞様でございます。それでは何点か、私の方から質問させていただきます。

きょうの小市証人の証言をいただきまして、ここ何日かやってまいりました私どもの尋問の内容がすべて一致してまいったわけでございます。というのは、知事後援会幹部の働き掛けによりまして、またそれを知事が県職である皆さん方に、知事後援会幹部の意見を聞いて下水道行政をやりなさいということで進められてきたというようなことがわかりました。それによりまして、その結果として、平成15年度は知事後援会幹部の会社が下水道事業の下請に入り、また16年、17年と来まして、JVで工事を受注するまでに17年にはなったというようなことになってきているわけでございます。15年に始まりました知事の後援会幹部による

下水道行政への関与がいまだに続いているというような状況で、非常に残念に思っている部分もあるわけでございます。

そういう中で、先ほど質問させていただきまして15年2月17日に、土木部長さんの方から下水道課の方へ、知事後援会幹部に確認した内容を伝えているわけでございますが、先ほどの御答弁では内容についてははっきりとは覚えていないけれども、確かにそういった文書を渡したというようなことであったかと思えます。その中で、実はそれよりもさかのぼりまして、1月21日に「下水道公社改革の方向」についての検討結果というものを出しているわけでございます。これは下水道公社から出ているわけでございますが、この中に、それはお手元にあるかと思えますがよろしいですか、その2枚目のページを見ていただくと、下から7行目、「県外本社企業が受注したときは、契約額の30%以上の下請契約を県内本社企業（複数可）と契約することを入札条件とする」と。こういうことをこの検討結果で出しているわけです。これが大きな一つの変化だと思います。今まではこういった条項はなかったわけでございますが、これによりまして下請が入れるようになった。ということは、「下水道公社改革の方向」について検討したんですね、これは。ということは、この「下水道公社改革の方向」というのは、それよりさかのぼりまして平成14年12月25日、知事から指示があったわけですね。

これによりまして、部長さん方が、これは検討されたのは1月15日ではないかと思うわけでございますが。というのは、田中利喜夫さん、当時の下水道課におられました田中さんが出していただいた「下水道公社改革の方向」についての協議経過、これもお手元にあるかと思えますが。これによりまして、1月15日に、この検討を土木部長さんも踏まえまして、矢澤課長、早川補佐、中野補佐、それから公社の田中専務、小林理事、村田総務部長、小野田技術部長と、これをつくられた田中利喜夫さんとここで検討しているわけでありまして。これは、「下水道公社改革の方向」についてというのはこれ行っていますか、経過書は。その2ページ目の一番下ですね、1月15日。ここで協議をされて、1月21日に出されているわけですね。この内容を出されておるわけです。

どちらにも書いてありますように、県内業者を30%参画させるという経過があるわけでございます。これは先ほども言いましたように、知事から部長さん方に、平成14年12月25日にこれについて検討しなさいと。県内業者の育成のためにも、県下の産業の活性化、または雇用の確保のためというようなくだりの部分を受けられてやっているんじゃないかなと思えますが。こういった知事からの方向によりまして、こういったことをやられたことは事実でしょうか。その点、確認をしておきたいと思えます。

○小市証人 1月21日にまとめたものが、ここに、最終的にありますけれども。ここへ行くま

で、ここにありますように、実質的には下水道課と下水道公社で作業をしてきたわけですが、最終的にまとまったのが、その21日に、ここにも資料があります、21日付の検討結果ということになっておりますが、その前にその25日のものを受けて打ち合わせをして、そして21日のところにまとめたということでもあります。

○小池委員 これよりも前にはこういった、田中知事が出された平成14年12月25日前には、県内企業を下請に入れるというような方針とか、決定事項というのはなかったわけですね。その点確認したいと思います。

○小市証人 こういう検討をスタートさせたのが、この12月25日のこの方針を受けてスタートしたものですから、それ以前にこういう中身について検討したということは、私の段階ではございませんでした。

○小池委員 わかりました。これで私が疑問に思っておった点、知事後援会幹部の関与がどのようになされたのか。どういった経緯で事業、これ今回下請という形だったんですけれども、下請に参加することができるようになったのかというような経緯が、これによって大筋、きょうの小市証人のお答えによりましてわかった気がいたします。ありがとうございました。

○木下委員 本日も大分この時間も経過しておりますので、本日の尋問はこの程度にして閉会にしたらどうかというふうに思ひまして、動議を申し上げたいと思いますので、委員長においてお計らいをいただきたいと思います。

○小林委員長 ただいま木下委員から動議の提出がございまして、本日はこの程度にとどめるというお話でございますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

本日の小市正英証人に対する尋問は、これによって終了をいたしました。小市正英証人には、大変長時間にわたり御証言をいただきまして、まことにありがとうございました。本日はこれにて御退席をいただきたいと思ひます。ありがとうございました。

[ 小市証人 退室 ]

この際、100条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りをいたします。来る8月17日午後1時に小市正英さんを本委員会に出頭を求めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後8時8分

会議録作成に従事した書記の氏名

議事課	課長補佐	高橋和成
	主査	大林君雄
調査課	主査	前島正志